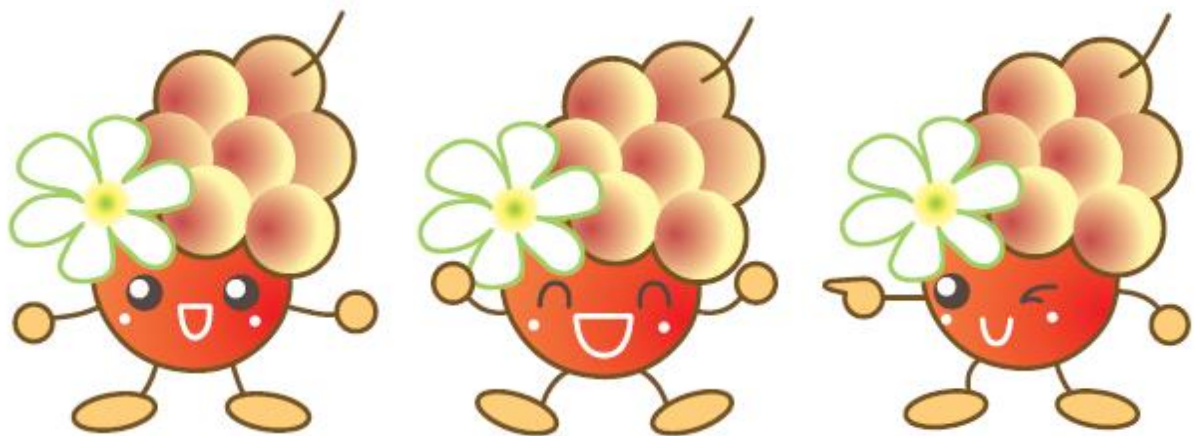


第2期東淀川区地域保健福祉計画

【令和3年度～令和8年度】



東淀川区キャラクター「こぶしのみのりちゃん」

大阪市東淀川区役所

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	はじめに	1
2	計画の策定にあたって	2
3	地域保健福祉とは	4
4	自助・共助・公助の考え方とイメージ	4
5	計画の位置づけ	6
6	計画期間	8
7	計画策定の方法	8
第 2 章	地域保健福祉を取り巻く現状と課題	9
1	統計にみる現状	9
2	アンケート調査結果等からみる現状	15
3	東淀川区の地域保健福祉における課題	21
4	アンケート調査結果における課題	23
第 3 章	計画の基本的な考え方	26
1	計画の基本理念	26
2	計画の基本目標	27
3	計画の体系	28
第 4 章	施策の展開	29
	基本目標 1 助け合い・支えあえる地域コミュニティづくり	29
	基本目標 2 区民の困りごとを受け止める総合相談機能の構築と支援	32
	基本目標 3 「地域力」を活かした安心・安全な支え合いのまちづくり	35
資料編		38
1	具体事業一覧（令和 3 年 3 月 31 日現在）	38
2	用語解説	53



計画の策定にあたって

Ⅱ 1 はじめに

東淀川区では、「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざし、区の特徴や実情に応じた取り組みをさらに推進するため、これまでの地域コミュニティや地域福祉、地域保健、生涯学習、子育てといった、それぞれ密接に関わる政策分野別計画を発展させながら、それらを包括する総合的・体系的な計画として平成28年12月に「東淀川区地域保健福祉計画（第1期）」を策定しました。

この計画は、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けるため、「自助」「共助」「公助」の考え方を理解し実践していくことで、人と人々が共に助け合い、支え合いながら、だれもが安心して暮らしていけるまちづくりをめざし策定されたもので、東淀川区ではこの考えを実践するための取り組みを進めてきました。

この度、第1期計画の計画期間の終了にともない、令和3年度以降の第2期計画を策定し、今後5年間の東淀川区の地域保健福祉に関する取り組みを示す計画として、「第2期東淀川区地域保健福祉計画」を策定いたしました。

第2期計画では、第1期計画の「自助」「共助」「公助」の考えは踏襲したうえで、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を計画の理念として掲げ、その理念を実現するための施策を展開していくことで、地域保健福祉を推進していきたいと考えています。

昨今、わが国の社会経済情勢はめまぐるしく変化しており、それにともなって地域の保健福祉に関わる課題も時々刻々と変化しております。このような状況の中で、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対策なども視野に入れ、さまざまな課題に対しタイムリーに対応していくためには、区民の皆様、各種関係団体、行政がこれまで以上にともに手を携え合いながら取り組んでいくことが重要となります。

そのためにも、皆さまの引き続きのご支援ご協力をお願いし、「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」の実現にむけてともに進んでいきたいと存じます。

東淀川区長 西山 忠邦



Ⅱ 2 計画の策定にあたって

(1) 社会的な動向

近年、少子高齢化の急速な進行、単身世帯の増加などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は複雑化・多様化するとともに、家族のつながりや地域コミュニティの希薄化や社会的な孤立化が進行し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

また、障がいのある子の親が要介護者となる世帯や介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯の増加、ひきこもりの長期化などによる8050問題など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中で居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりが感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

また、高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、地域保健福祉活動に取り組む地域住民の減少が懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたり持続できるよう、地域保健福祉に関する啓発や情報発信などを進めることで、一人ひとりの関心を高め、地域保健福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。

(2) 国の動向

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられました。平成29（2017）年12月には、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定に当たっては、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たに盛り込むことが求められています。

(3) 計画の策定の趣旨

本区では、平成28年度区運営方針において、「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりを区の目標として掲げ、地域コミュニティの中で人と人とのつながりを深め、ソーシャルキャピタルの向上で地域力や健康度を上げ、こどもから高齢者まで誰もの人権が尊重され、災害に強く安全かつ安心して、健康で心豊かにいきいきと暮らし、子育てしやすくずっと住み続けられる、快適で活力とにぎわいのあるまちづくりを進めてきました。

一方、大阪市では、「新しい住民自治の実現」に向けて、「市政改革プラン」に基づき、新しい区政運営を進めています。「自らの地域のことは自らの地域で決める。」というニア・イズ・ベターの原則のもと、地域活動協議会が設置され、多様な個人・団体・機関と行政とが連携・協働するマルチパートナーシップにより、分野横断的な取り組みが行われるようになりました。

そこで、東淀川区では「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざし、区の特色や実情に応じた取り組みをさらに推進するため、これまでの地域コミュニティや地域福祉、地域保健、生涯学習、子育てといった、それぞれ密接に関わる政策分野別計画を発展させながら、それらを包括する、総合的・体系的な計画として「地域保健福祉計画」を平成28（2016）年12月に策定し、地域保健福祉の推進を図ってきました。

この度、計画の期間が満了することから、国・府・市の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本区の地域保健福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「第2期東淀川区地域保健福祉計画」を策定することとしました。



|| 3 地域保健福祉とは

我が国の福祉においては、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の対象別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

これからの地域社会においては、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしながら「福祉（幸せや豊かさ）」を実感できる仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められます。

そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（共助）、行政等による支援（公助）の連携がますます重要となります。

地域社会における生活課題について、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、福祉活動団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携・協働しながら、解決につなげる仕組みづくりが地域保健福祉です。

|| 4 自助・共助・公助の考え方とイメージ

住み慣れた地域や家庭で、安心して暮らし続けることは誰もの願いです。そのために、私たち自身ができることとは何でしょうか。

また、地域の方々が共に支え合い、助け合いながら行えることとは何でしょうか。私たちは、まず「自助」「共助」「公助」の考え方を理解して実践していくことが大切です。

「自助」とは、健康保持や生きがい、生活の知恵や社会の仕組み、多様な人とのコミュニケーションの方法などを、一人ひとりが積極的に身につけ、人と助け合い・支え合うことができる力を身につけていくことをさします。また、自らの困難な問題に対しては、まずは自分自身が考え、行動して、問題の解決を図るよう努めることが大切です。

「自助」は、すべての人々に求められる行為であり、豊かな生活を送るための基礎となるものですが、誰もが自分のことを自分だけで全て担えるわけではありません。地域で暮らししていくためには、「自助」だけで、豊かで有意義な生活を送ることは困難です。

近隣の方々どうしが、共に助け合い・支え合い、お互いを気づかいあって、初めて安心した心豊かな暮らしを送ることができます。このように誰もが担い手となって、家族や近隣、地域と助け合い支え合っていくことを「共助」といいます。「共助」は、区民の心の醸成や、“お互い様”という心の原点ともいえるものです。

また、「共助」が活発になると、人と人とのつきあいや信頼関係、ネットワークが深まり、それが社会の安定や成長、持続といった「社会関係資本」（ソーシャルキャピタルともいいます）を豊かにします。

区民が協働して様々な市民活動やボランティア活動など、「共助」に取り組むことが、その場にいる人どうしの関係だけでなく、まちづくりにおけるかけがえのない無形の財産＝ソーシャルキャピタルを豊かにし、さらによりよいまちづくりへと繋がっていく、重要なことなのです。

そして、地域などで解決できない課題に対して、行政や公的機関等の各種サービスを活用し、課題の解決を図っていくものが「公助」となります。しかし、「公助」は、地域福祉においてはあくまでも補完的な役割であり、地域福祉の推進にあたっては、区民のひとりひとりのニーズに応じた自助・共助・公助をバランスよく取り入れ、一体となって進めていくことが重要です。

自助・・・市民一人ひとりの心掛け、取り組み

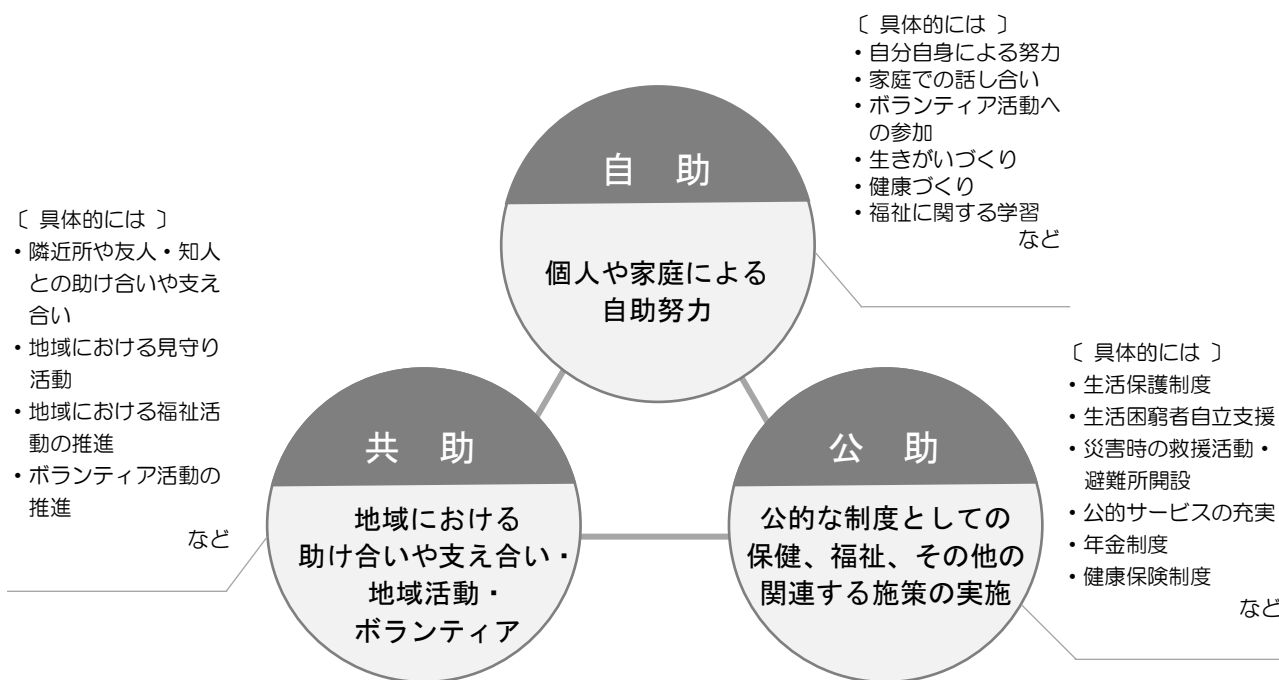
区民一人ひとりの自立であり、区民は福祉サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域保健福祉の担い手であるという認識を持ち、地域の課題の解決に向けて自分でできることを主体的に行うこと。

共助・・・地域全体での取り組み

行政区、民生・児童委員、社会福祉協議会、福祉サービス事業所、ボランティアなどさまざまな組織が、協力して共に地域の福祉課題の解決に向けて取り組み、地域全体の力、福祉力などをつけること。

公助・・・行政の取り組み

行政としての責任と役割を果たすとともに、区民の自立の支援や地域の福祉力向上のための環境整備を行うこと。



Ⅱ 5 計画の位置づけ

(1) 地域保健福祉計画の位置づけ

本計画は、「大阪市地域福祉基本計画」と一体となって、社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」を形成しており、当区における地域保健福祉を推進するための施策展開の基本となるものです。

(2) 地域保健福祉計画に盛り込む事項

本計画においては、次の5つの事項についてその具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

(社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

【参考】 社会福祉法（抄）

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

|| 6 計画期間

区将来ビジョンと区地域保健福祉計画は、一体となって区のめざすべき将来像の実現に向けた施策展開の方向性等を示すものです。そのため、区地域保健福祉計画の計画期間を1年延長し令和3年度から令和8年度までとし、区将来ビジョンの計画期間と整合性を図ります。

今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合性を考慮し、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

|| 7 計画策定の方法

(1) 大阪市における地域福祉にかかる実態調査の実施

大阪市では、地域福祉に対する市民の意識等を把握し、大阪市における今後の地域福祉施策の推進するため、市民アンケート調査を実施しました。本区においても、この調査結果をもとに、課題等を整理しました。

(2) パブリックコメントの実施

令和3年2月10日～3月9日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。





地域保健福祉を取り巻く現状と課題

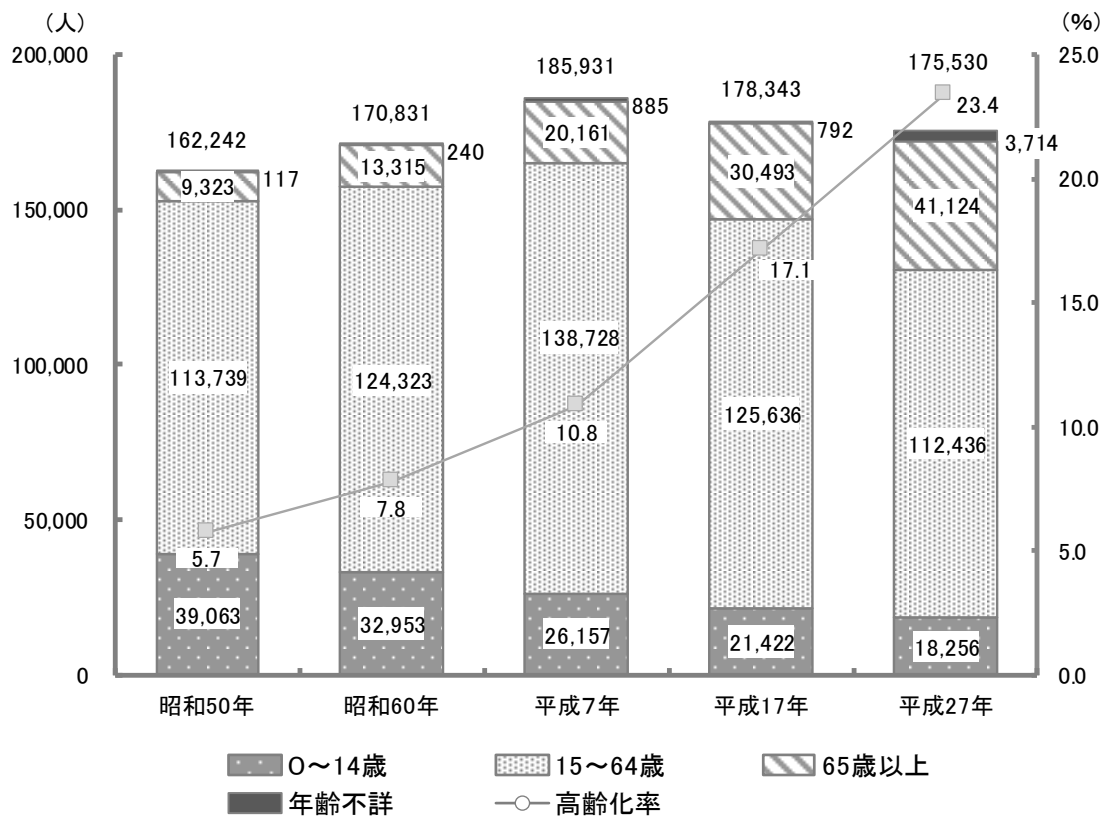
1 統計にみる現状

(1) 人口及び世帯数

① 東淀川区の人口推移

本区の人口は平成 7 年までは増加しており、それ以降は減少し、平成 27 年では 175,530 人となっています。

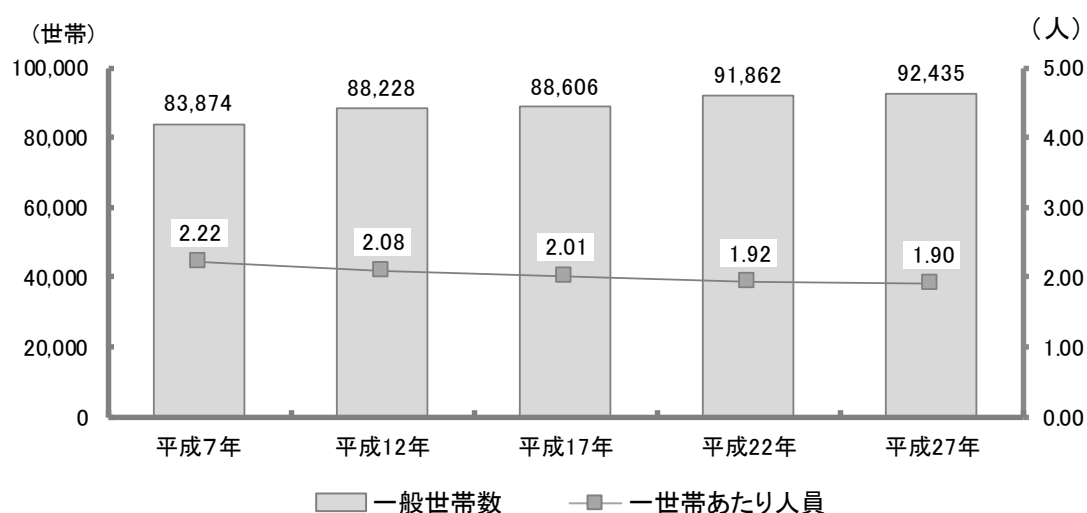
また、年齢3区分別の人口をみると、0～14 歳の人口は減少しており、平成 27 年では 18,256 人となっています。15～64 歳の人口は平成 7 年までは増加しており、それ以降は減少し、平成 27 年では 112,436 人となっています。65 歳以上の人口は増加しており、平成 27 年では 41,124 人、高齢化率は 23.4%で伸びが顕著となっています。



資料: 国勢調査 (各年 10 月 1 日現在)

② 世帯数と一世帯あたり人員

一般世帯数は増加しており、平成 27 年では 92,435 世帯となっています。一方、1 世帯あたり人員は減少しており、平成 27 年では 1.90 人となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③ 世帯構成（平成 27 年）

本区の世帯構成をみると、単独世帯が 48,808 世帯（52.8%）で最も多く、次いで夫婦と子供から成る世帯が 16,502 世帯（17.9%）、夫婦のみ世帯が 13,697 世帯（14.8%）となっています。

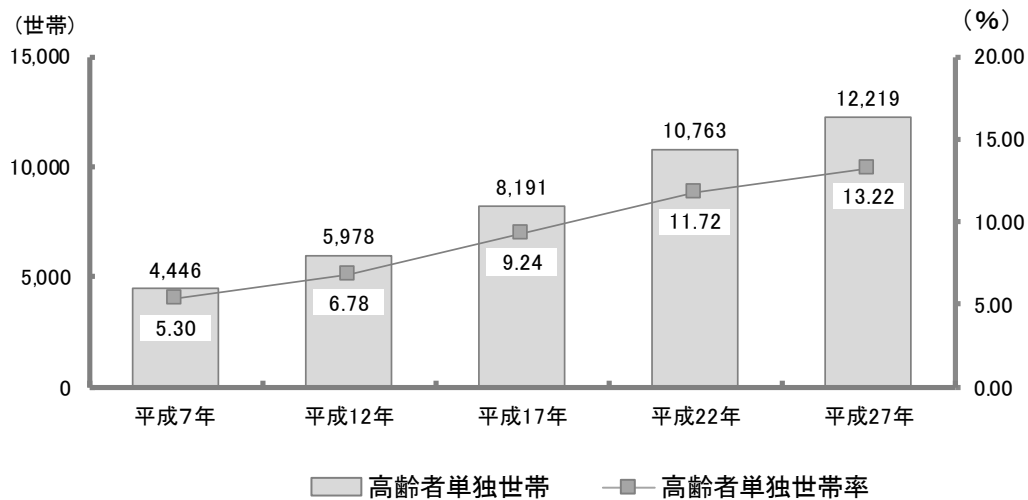
区分	世帯数	構成割合
単独世帯	48,808	52.8%
核家族以外の世帯	2,948	3.2%
ひとり親と子供から成る世帯	8,151	8.8%
夫婦と子供から成る世帯	16,502	17.9%
夫婦のみ世帯	13,697	14.8%
非親族を含む世帯	2,121	2.3%
世帯類型不明	208	0.2%
計	92,435	100%

資料：国勢調査

(2) 高齢者の状態

① 65 歳以上の高齢者世帯

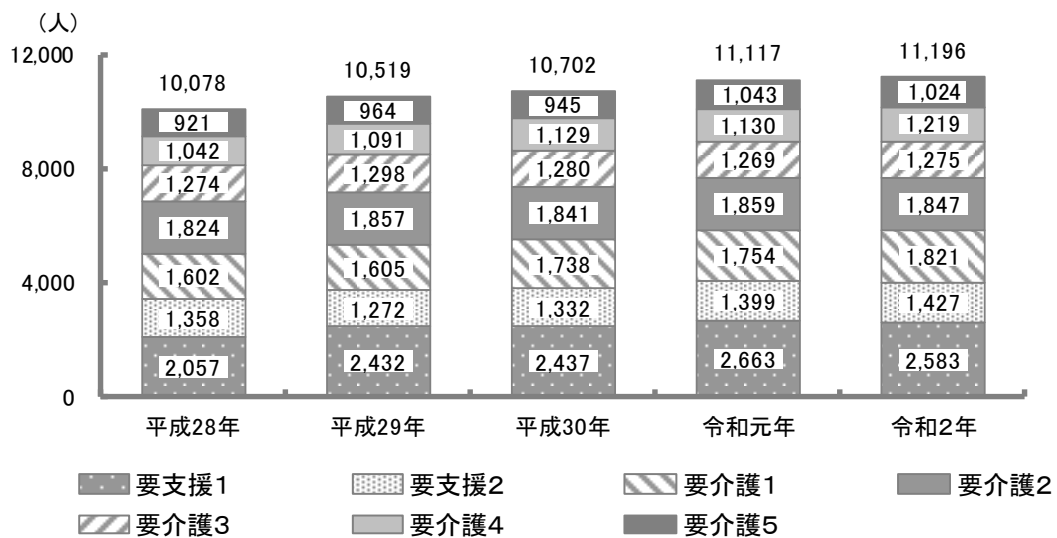
高齢者単独世帯数は増加しており、平成 27 年では 12,219 世帯となっています。
また、高齢者単独世帯率も増加しており、平成 27 年では 13.2%となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

② 要支援・要介護認定者数

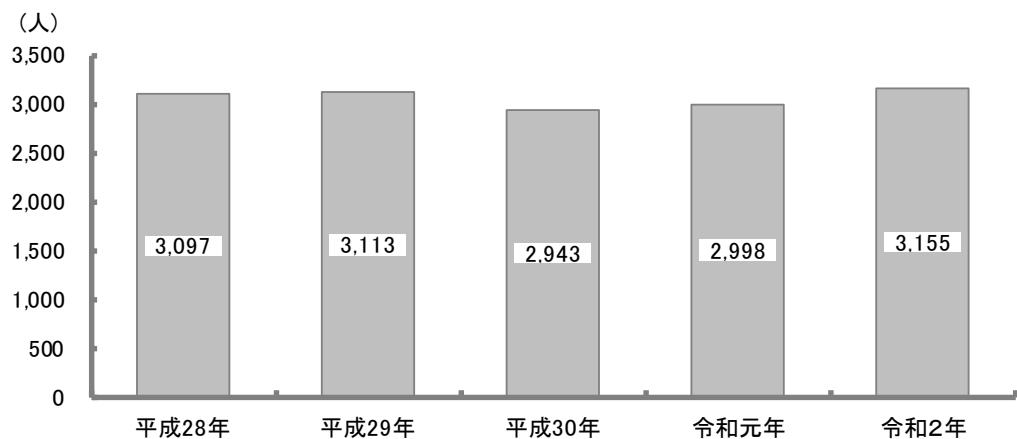
要支援及び要介護認定者は増加しており、令和 2 年では 11,196 人となっています。介護度別でみると、平成 28 年と比較して令和 2 年では、要支援 1 の伸びが 1.3 倍と最も大きく、次いで、要介護 4 が 1.2 倍となっています。



資料：大阪市調べ

③ 認知症高齢者数（65 歳以上）

認知症高齢者数は増減を繰り返しており、令和2年では 3,155 人となっています。

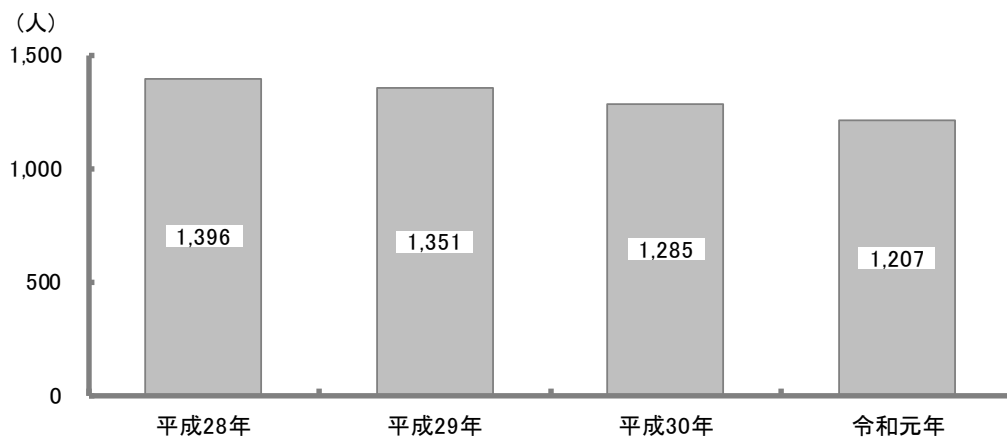


資料：大阪市調べ

（3）その他の状態

① 出生数

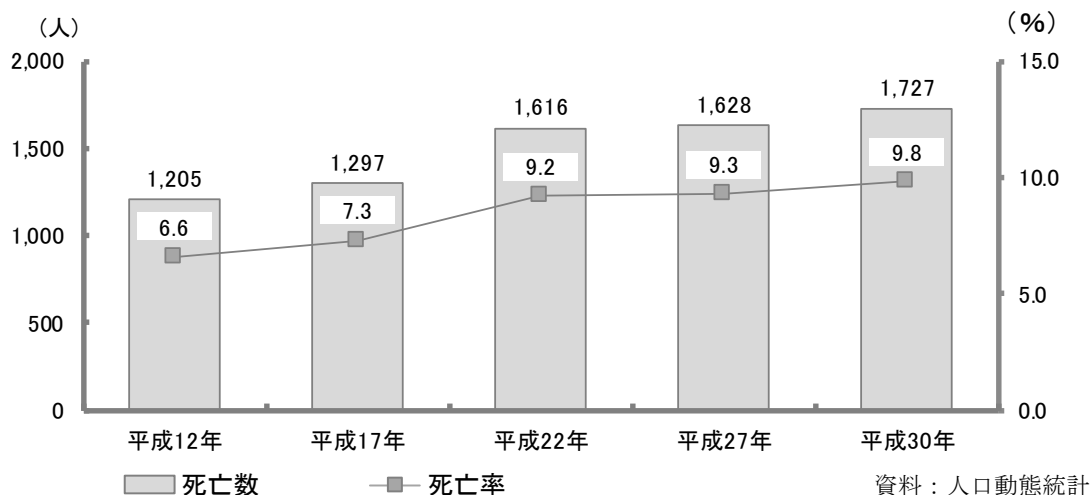
出生数は減少しており、令和元年では 1,207 人となっています。



資料：人口動態統計

② 死亡数及び死亡率

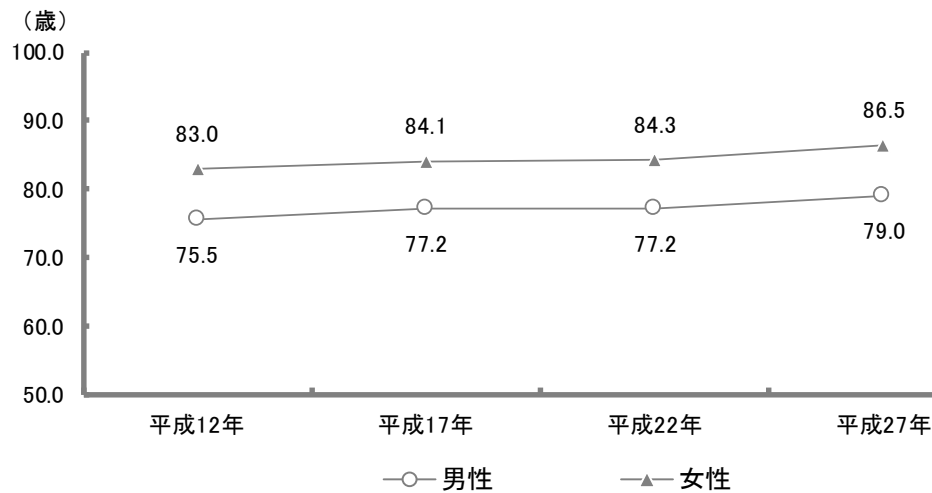
死亡数は増加しており、平成30年では 1,727 人となっています。また、死亡率も増加しており、平成30年では 9.8%となっています。



資料：人口動態統計

③ 平均寿命

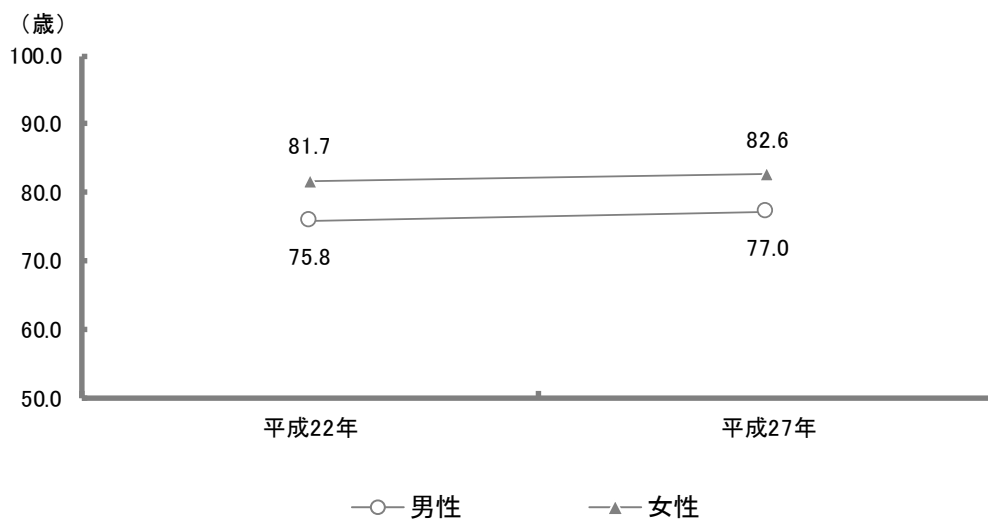
男性の平均寿命は延びており、平成 27 年では 79.0 歳となっています。また、女性も増加しており、平成 27 年では 86.5 歳となっています。男性と比較すると女性の平均寿命の方が高くなっています。



資料：市町村別生命表

④ 健康寿命

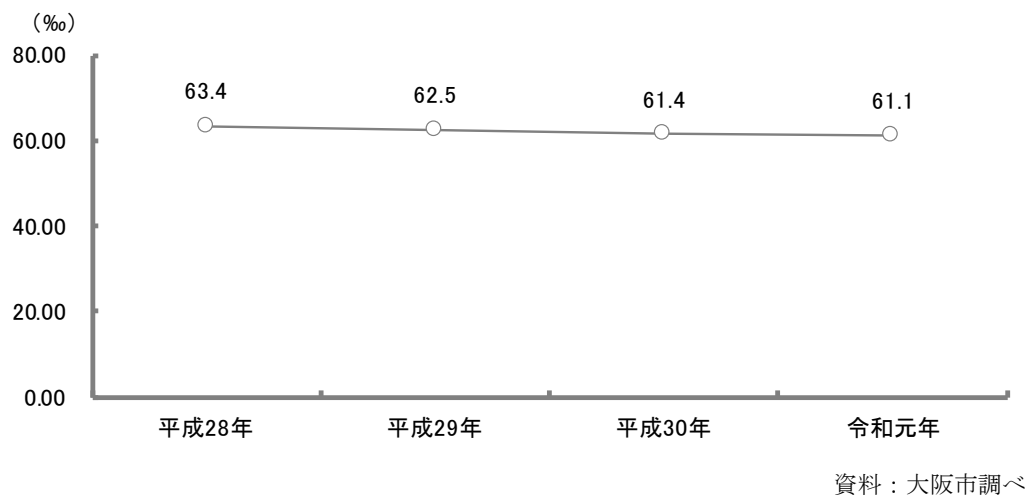
男性の健康寿命は延びており、平成 27 年では 77.0 歳となっています。また、女性も増加しており、平成 27 年では 82.6 歳となっています。男性と比較すると女性の健康寿命の方が高くなっています。



資料：大阪市調べ

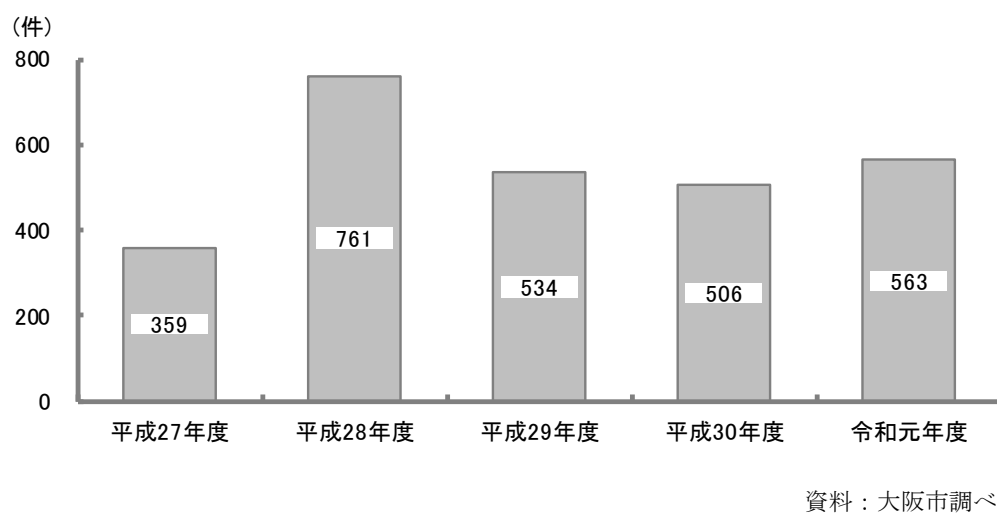
⑤ 生活保護率

生活保護率は減少しており、令和元年では 61.1‰となっています。



⑥ 児童虐待の相談件数

児童虐待の相談件数は増減を繰り返しており、令和元年では 563 件となっています。



2 アンケート調査結果等からみる現状

(1) 調査概要

① データの内容

地域福祉に対する区民の意識等を把握し、今後の地域福祉施策の推進に資する資料とするため、大阪市が令和元年度に実施した「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」から、東淀川区民の調査結果を抽出し、集計したものです。

②③④については、「大阪市における地域福祉にかかる実態調査」の概要である。

② 調査対象

大阪市で住民登録または外国人登録している 18 歳以上の者から無作為抽出した 8,000 人

③ 調査期間

令和元年 9 月 20 日 ～ 令和元年 10 月 28 日

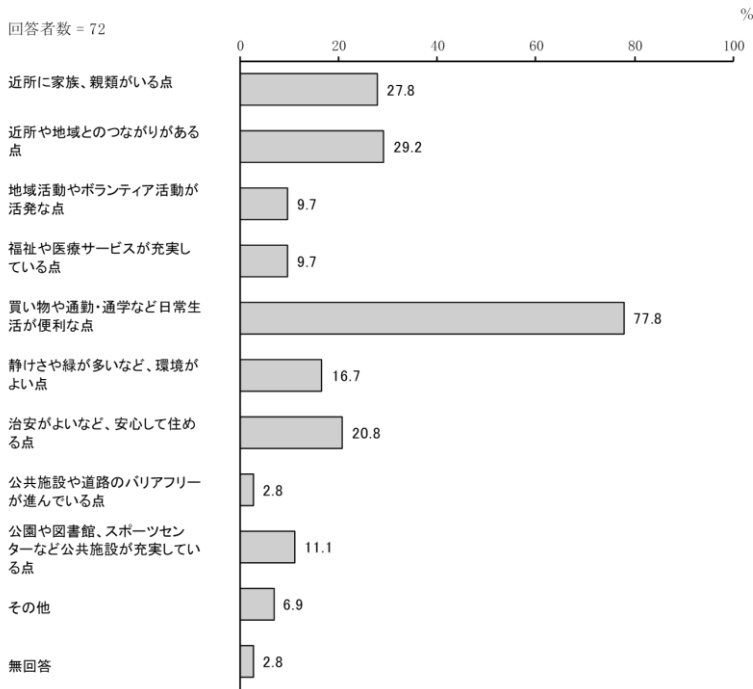
④ 調査方法

郵送

(2) お住まいの地域について

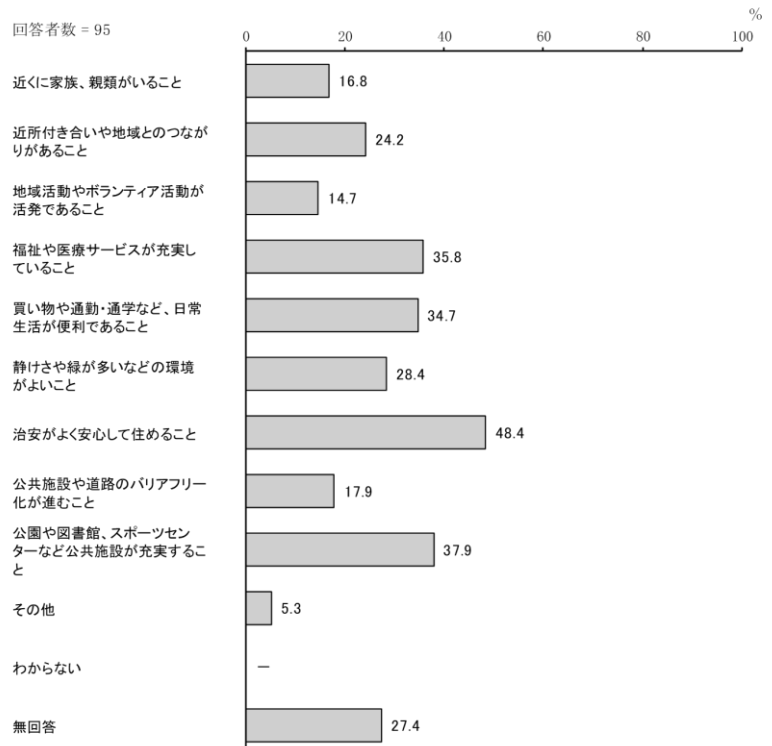
① 地域のどのような点に「暮らしやすさ」を感じるかについて

地域のどのような点に「暮らしやすさ」を感じるかについて、「買い物や通勤・通学など日常生活に便利な点」が 77.8%と圧倒的に高い数字となっていますが、「近所や地域とのつながりがある点」が 29.2%、「近所に家族、親類がいる点」が 27.8%、「治安がよいなど、安心して住める点」が 20.8%、「地域活動やボランティア活動が活発な点」が 9.7%となっています。



② より暮らしやすい地域であるために必要なことについて

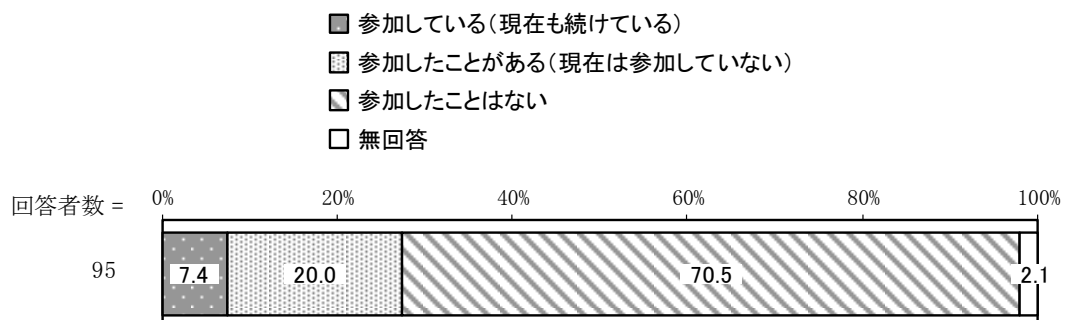
より暮らしやすい地域であるために必要なことについて、「治安がよく安心して住めること」が48.4%、「近所付き合いや地域とのつながりがあること」が24.2%、「地域活動やボランティア活動が活発であること」が14.7%となっています。



(3) 地域福祉活動について

① 過去3年以内の参加について

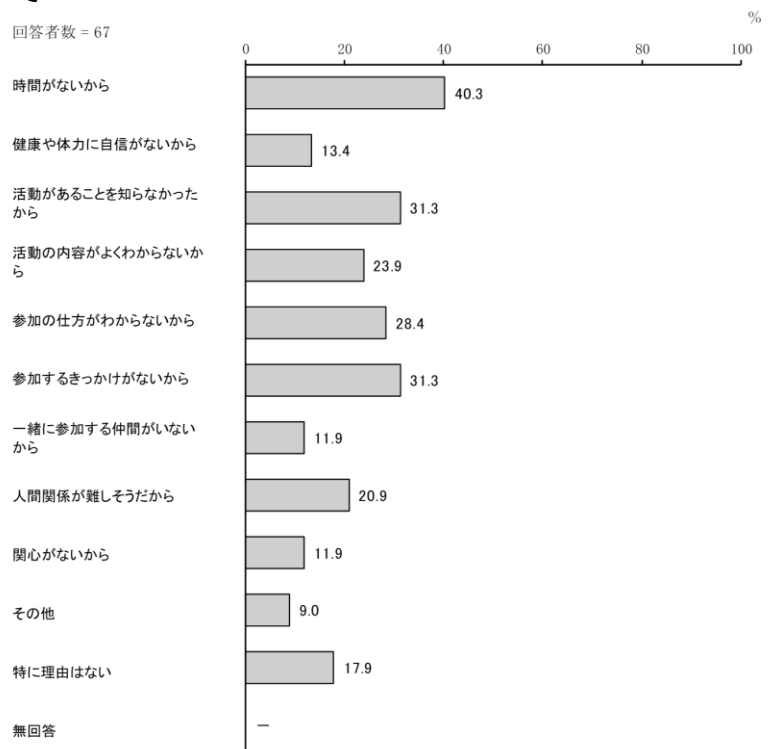
過去3年以内の地域福祉活動への参加について、「参加している（現在も続けている）」が7.4%、「参加したことがある（現在は参加していない）」が20.0%、「参加したことはない」が70.5%となっています。



② 参加しなかった理由について

地域福祉活動に参加しなかった理由について、「時間がないから」が40.3%、「活動があることを知らなかったから」が31.3%、「参加するきっかけがないから」が31.3%となっています。

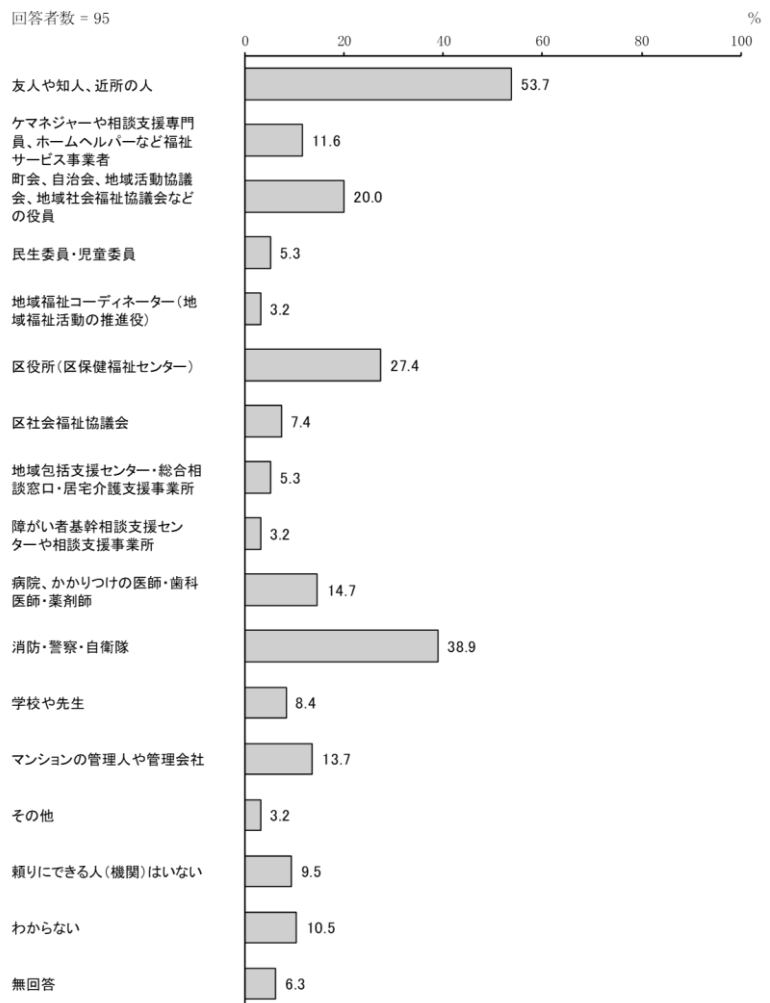
回答者数 = 67



③ 災害時に、家族や親類以外で頼りにできる人（機関）について

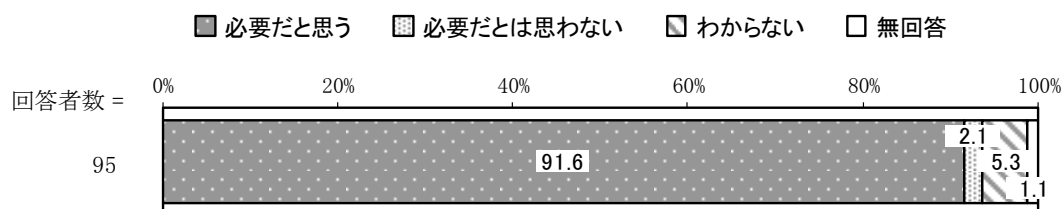
避難や救助が必要となる災害時に、家族や親類以外で頼りにできる人（機関）について、「友人や知人、近所の人」が53.7%となっています。

回答者数 = 95



④ 地域における見守り活動の必要性について

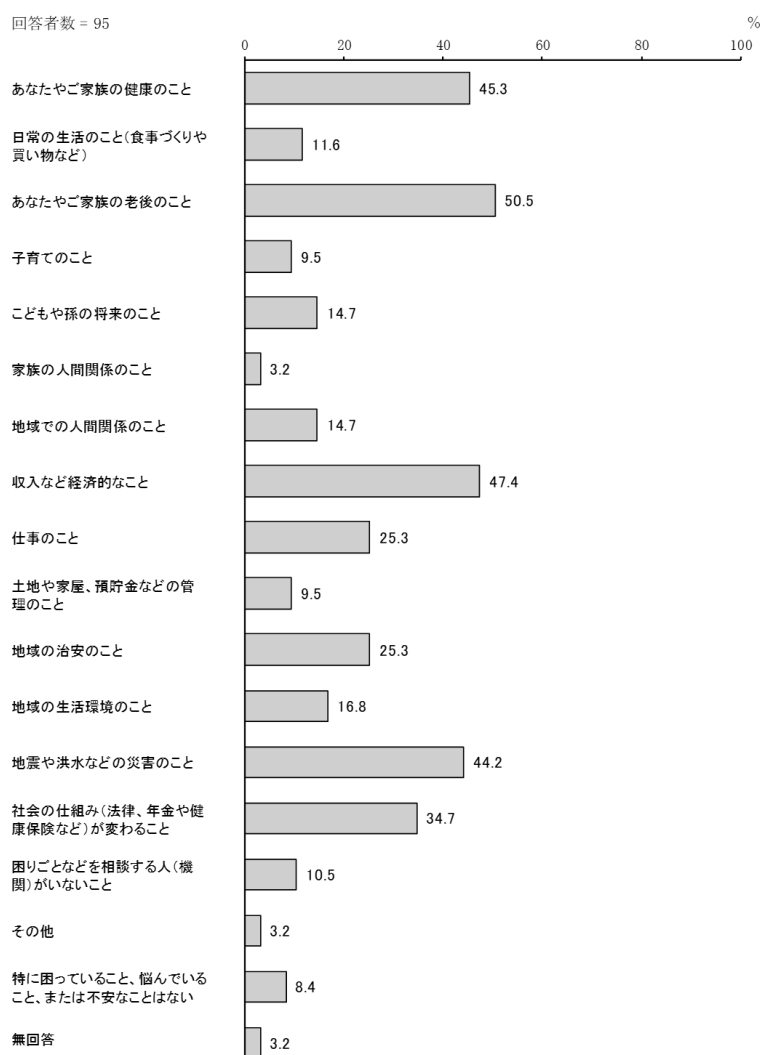
地域における見守り活動の必要性では、「必要だと思う」が91.6%、「必要だとは思わない」が2.1%、「わからない」が5.3%となっています。



(4) 困っていることや悩んでいること、またその相談先について

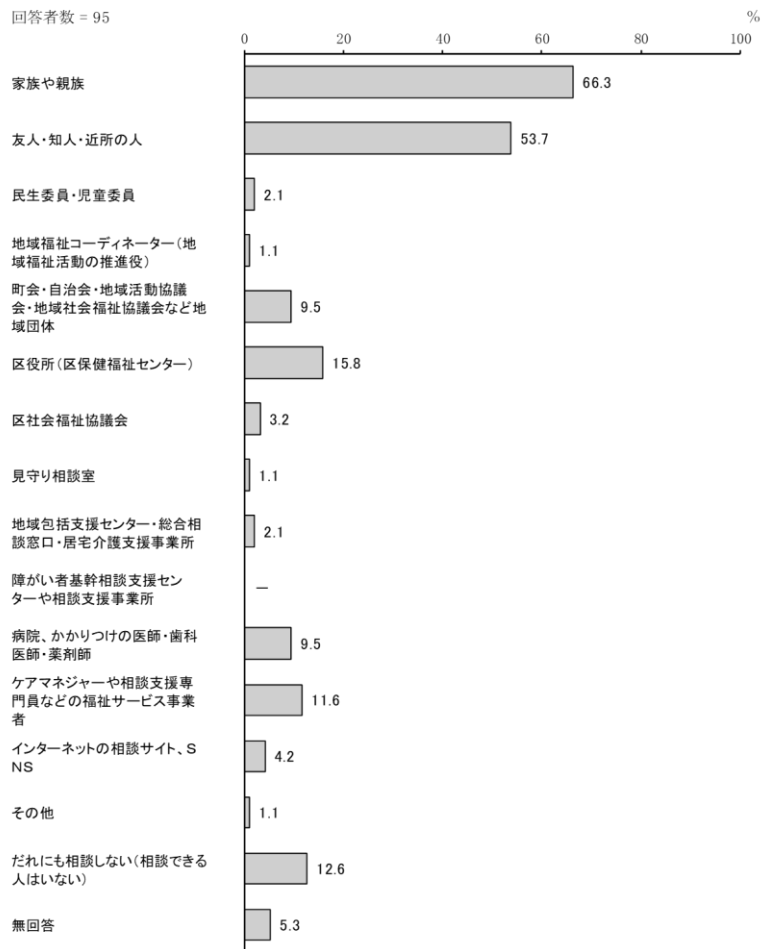
① 困っていること、悩んでいることなどについて

生活する上で困っていること、悩んでいることなどについて、「収入など経済的なこと」が47.4%、「地震や洪水などの災害のこと」が44.2%となっています。



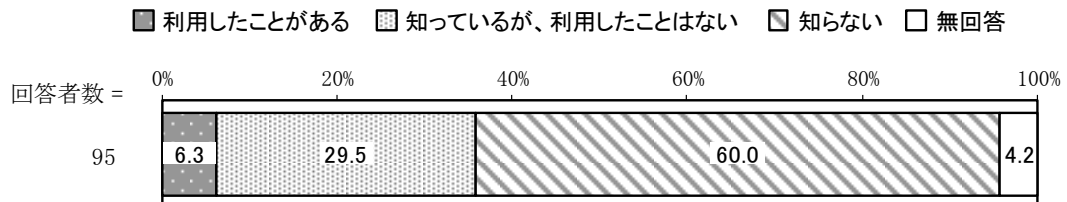
② 相談先について

困っていることや悩んでいることなどを相談できる相手について、「区役所（区保健福祉センター）」が15.8%、「ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉サービス事業者」が11.6%、「町会・自治会・地域活動協議会・地域社会福祉協議会など地域団体」が9.5%となっています。



③ 区役所に設置されている相談窓口について

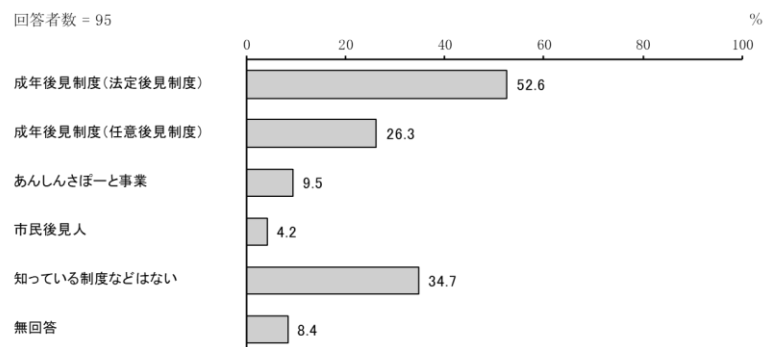
区役所に設置されている相談窓口について、「利用したことがある」が6.3%、「知っているが、利用したことはない」が29.5%、「知らない」が60.0%となっています。



④ 福祉制度の認知度について

福祉制度の認知度について、「成年後見制度（法定後見制度）」が 52.6%、「成年後見制度（任意後見制度）」が 26.3%、「知っている制度などはない」が 34.7%となっています。

回答者数 = 95



3 東淀川区の地域保健福祉における課題

東淀川区では、区域の全域で都市化が進み、特に新大阪駅の周辺エリアでは大規模な単身世帯向けマンションの建設が多くみられ、若年者層の人口が増加してします。一方でそれ以外の区域では、65 才以上の高齢者の割合が年々上昇しており、単身の高齢者数も増加しています。若年層の人口が増加しているエリアでは、既存の地域コミュニティとの関係が希薄になっており、また高齢化が進んでいるエリアでは、高齢者世帯への援助や見守りが大きな課題となっています。そのような状況の中で、高齢者、障がい者及び子育て世代への福祉課題、また、高齢者、障がい者及び児童などに対する虐待、経済的困窮者への支援などの地域福祉課題はますます多様化、複雑化しています。また、区民の平均寿命から健康寿命を差し引いた不健康な期間が他区と比べて長いなどといった健康面での課題もあります。

高齢者については、東淀川区の高齢化率は令和元年 10 月 1 日現在、市内 24 区の中で 15 番目となっていますが、その総数では 24 区の中で 2 番目となっており、多くの高齢者が生活していることがわかります。またそのうち単身の高齢者の割合は、24 区の中で 7 番目であり、今後さらにこの割合が上昇していくものと思われます。少子高齢化の進展により、高齢者に対する現役世代の比率の低下、担い手の減少、社会保障費の増大などが生じています。

高齢になっても住み慣れた地域で住み続けるためには、日常から「人とのつながり」を持ち、病気や介護の予防、安心して在宅医療が受けられるような環境づくりが重要となってきています。

障がい者については、地域で自立した生活を続けることができるしくみづくりが重要であり、そのためには障がい者に対しての相談体制や施策の充実が必要です。

子育てに関しては、東淀川区の児童虐待相談件数は、ここ数年横ばい傾向ではあるものの、年間 500 件以上の相談がある状況が続いています。このような状況に対応するために、地域ぐるみで子育て世帯を見守り、関わっていく環境づくりが求められています。また、こどもたちの健やかな育ちを支えるために、こどもの貧困対策など多様化する様々な課題・ニーズへの対応も求められています。

高齢者・障がい者への虐待についても近年深刻な問題となっており、虐待を発見した際の対応や虐待を未然に防止する取り組みが重要な課題となっています。

生活困窮者自立支援事業等により生活困窮者への支援の強化が図られていますが、昨今では新型コロナウイルス感染症を起因とした失業者も増加しており、これらの方々への支援の強化も必要となっています。

社会経済情勢の変化にともない、地域福祉の抱える問題が多様化・複雑化・深刻化し、また同時に複数の課題を抱える方など支援の困難な方も増加していることから、

支援が必要な区民に対し、必要な情報が必要な時に入手することができる体制を整えるとともに、今後より一層の相談支援体制の拡充が求められています。

災害時の要援護者支援については、大阪市全体として強化を図っていますが、南海地震や東南海地震などの災害発生時における支援を含め、今後は地域をあげた支援体制の拡充をさらに進めていく必要があります。

これらの諸課題について、住民、地域団体、企業、行政が連携して取り組む体制の整備が今後必要となっています。



Ⅱ 4 アンケート調査結果における課題

(1) 助け合い・支えあいによる地域コミュニティづくりに向けて

アンケート結果では、地域のどのような点に「暮らしやすさ」を感じるかについて、「近所や地域とのつながりがある点」が約3割、「近所に家族、親類がいる点」が約3割、「治安がよいなど、安心して住める点」が2割、「地域活動やボランティア活動が活発な点」が1割となっています。

地域保健福祉の推進のためには、地域住民の協力が不可欠です。地域の課題への関心を高めるために、積極的に助け合いや支え合い活動に参加できるような地域づくりを進める必要があります。

アンケート結果では、過去3年以内の地域福祉活動への参加について、「参加したことはない」が70.5%となっています。また、参加しなかった理由について、「時間がいないから」が4割、「活動があることを知らなかったから」が3割、「参加するきっかけがないから」が3割となっています。

地域活動の担い手を育成する上で、福祉活動に対する理解を深めることが必要です。そのため、地域活動の積極的な情報発信や、団体に対する支援が必要です。また、多くの住民の地域活動への参加を促すよう、気軽に参加できるような活動への取組み、参加するきっかけづくりも重要です。

さらに、住民・企業・学生・行政が連携して地域の魅力を発掘することや、連携のための機会の提供が必要です。

多様化・複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、関係機関の連携により課題を解決するような仕組みが必要です。また、高齢者等の在宅医療・介護連携についても、医療・介護・地域・行政等が協働で取り組む体制の整備が必要です。

（２）困りごとを受け止める総合相談機能の構築に向けて

アンケート結果では、困っていることや悩んでいることなどを相談できる相手について、「区役所（区保健福祉センター）」が１割半ば、「ケアマネジャーや相談支援専門員などの福祉サービス事業者」が１割、「町会・自治会・地域活動協議会・地域社会福祉協議会など地域団体」が１割未満となっています。また、区役所に設置されている相談窓口について「知らない」が60.0%となっています。

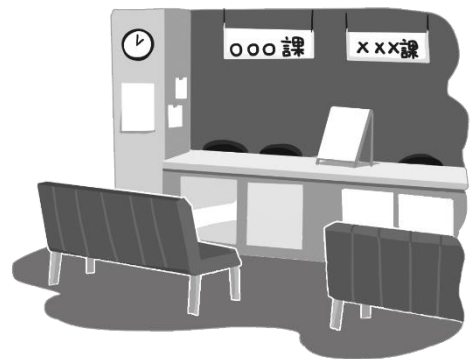
複合的な地域課題に対応するため、相談支援窓口機能の充実による円滑で包括的な支援体制の整備が求められます。

アンケート結果では、区役所に設置されている相談窓口について、「利用したことがある」が6.3%となっています。

住民の様々なニーズに対応するためには、適切な情報発信を推進するとともに、区民の行動につながるような広報を意識し、実践する必要があります。

アンケート結果では、生活する上で困っていること、悩んでいることなどについて、「収入など経済的なこと」が47.4%となっています。また、福祉制度の認知度について、「知っている制度などはない」が34.7%となっています。

福祉や地域の取組は様々なものがありますが、課題の複合化により必要な人に届かないことがあります。そのような問題を解決するためには、要支援者の早期把握や、自立の支援が必要です。利用可能な制度の紹介や支援機関への橋渡しを行うとともに、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度などの福祉制度の周知と利用促進が必要です。



(3) 安心・安全な支え合いのまちづくりに向けて

アンケート結果では、より暮らしやすい地域のために必要なことについて、「近所付き合いや地域とのつながりがあること」が24.2%となっています。また、地域における見守り活動についての必要性では、「必要だと思う」が91.6%となっています。

地域の支えあいを生み出すために、地域の活動を活発にするための支援への取り組みが求められます。また、新しい担い手の育成と発掘、理解促進のために情報発信や交流、連携の場づくりが必要です。

また、アンケート結果では、避難や救助が必要となる災害時に、家族や親類以外で頼りにできる人（機関）について、「友人や知人、近所の人」が53.7%となっています。

今後、防災訓練などの、地域活動を周知するとともに、住民全員が主体的に自助・共助の取り組みを実施するよう、地域で暮らすより多くの地域住民の参加を促進し、災害に備えた地域づくりを推進します。





計画の基本的な考え方

Ⅱ 1 計画の基本理念

少子高齢化の進展、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会においては人と人とのつながりが弱まっています。一方で、単身世帯の増加や大規模災害の発生などにより、日々の暮らしや将来に不安を感じる人も多くなっています。

こうした中、国においては、「子ども・高齢者・障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」ことを示しています。

大阪市では、平成 30（2018）年 4 月に策定された「大阪市地域福祉基本計画」において、「地域共生社会」や、「大阪市基本構想」の都市像をめざし、暮らし、働き、学び、訪れる地域で、住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人が、共に地域福祉の推進に取り組んでいくために、だれもがわかりやすく、共有できる基本理念として、「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」を掲げています。

本区においても、大阪市の基本理念を踏襲し、地域保健福祉を推進していきます。

**だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり**



Ⅱ 2 計画の基本目標

基本目標 1 助け合い・支えあえる地域コミュニティづくり

近所づきあいや地域活動の参加には、福祉への関心や地域への愛着との関係がみられることから、住民同士や地域の団体との交流を支援し、助け合い、支え合う福祉意識の醸成を促進することで、地域の課題に関心を持ち、自ら参画し、解決につなげられる地域づくりを推進します。

基本目標 2 区民の困りごとを受け止める総合相談機能の構築と支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がい者、ひとり親家庭などが抱える課題、また、ダブルケアや生活困窮など地域における生活課題は複雑化・多様化し、複合化が指摘されています。そのため、関係機関と連携した身近な地域での相談体制を充実し、福祉サービスの充実や包括的で専門的な支援につなげる仕組みを構築していきます。

基本目標 3 「地域力」を活かした安心・安全な支え合いのまちづくり

地域でいつまでも安心して暮らせるよう、「地域は地域で守る」という考えのもと、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないよう、日頃からの見守り体制の充実や、災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。



3 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり

1 助け合い・支えあえる
地域コミュニティ
づくり

(1) 地域保健福祉の推進に向けた環境づくり

(2) 共生社会実現に向けた仕組みづくり

(3) 福祉のまちづくりの強化

2 区民の困りごとを受け止める総合相談機能の構築と支援

(1) 包括的な相談支援体制の構築

(2) 情報発信の強化

(3) 区民のセーフティネットの強化

3 「地域力」を活かした安心・安全な支え合いのまちづくり

(1) 安心して暮らせる環境づくり

(2) 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくり

(3) 災害時に備えた地域づくりの推進



施策の展開

基本目標 1 助け合い・支えあえる地域コミュニティづくり

基本施策 1 地域保健福祉の推進に向けた環境づくり

【今後の方向性】

地域保健福祉を進めていくうえで、「近所づきあい」「人づきあい」が地域づくりの基礎になることから、あいさつや声かけなどからはじめ、交流を通じた地域の関係づくりを進めていくことが重要です。

人と人とのつながりが持てるコミュニケーションの機会や場づくりと、行政、社会福祉協議会、地域の関係団体、ボランティア、福祉関係事業者等が連携して活動する仕組みづくりを行います。

【区民が取り組むこと】

○地域でのイベント（行事）や地域保健福祉活動に参加し、地域の人や団体等とのつながりを深め、多様な人とのコミュニケーション方法などを、一人ひとりが身につけ、自分が困った時には、いつでも助けてもらえる環境を作りましょう。（助けられ上手になりましょう）

○講座や福祉学習等を通じて、地域保健福祉活動への理解を深めるように努めましょう。

【地域で取り組むこと】

○近所であいさつや声かけをし、地域のかかわりを増やします。

○地域の方が集まり、囲らnderできる場をつくれます。

○子どもたちが地域を知る機会や、若い世代の親子が集い、情報交換ができる場をつくれます。

○地域に住む一員として、地域にどのような課題があり、身近にどのような困っている人がいるかについて関心を持ち、社会福祉協議会や民生委員児童委員、行政などにつなげます。（おせっかい上手になりましょう）

【行政で取り組むこと】

○地域住民が互いに顔見知りになるよう、あいさつ運動や声かけ運動を推進します。

○地域活動協議会をはじめ、各種団体同士の活発な交流が進むよう努めます。



基本施策2 共生社会実現に向けた仕組みづくり

【今後の方向性】

地域コミュニティが希薄化し、福祉課題が複雑多様化するなかで、地域保健福祉活動を推進するためには、お互いを尊重し合える福祉観や人権意識の高揚が欠かせません。

国際的には、「不平等を是正する」ということがSDGsの目標として掲げられていますが、身近な地域からも、特定の人を排除することなく、誰もが平等との意識を持つことが求められます。

地域保健福祉活動を継続的に推進していくため、福祉意識の醸成を図り、区民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。

【区民が取り組むこと】

○一人暮らし高齢者や子育て世代など困りごとを抱えている住民の課題を「我が事」としてとらえ、助け合いや支え合いの活動に参加しましょう。

【地域で取り組むこと】

- 高齢者、障がい者及び子どもたちが交流できる場をつくれます。
- 地域で、学生や子どもたちも参加しやすいイベントを企画し、参加を促します。
- 社会福祉施設などで、子どもとの交流などを行います。

【行政で取り組むこと】

- 一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない地域社会づくりを推進します。
- 障がい者でも地域で安心して暮らし続け、社会参加ができるよう支援の充実を図ります。
- 地域で支え合うことの大切さを理解し、地域での支え合い活動を促進するために、地域保健福祉の重要性の啓発に努め、福祉意識の醸成を図ります。

～ 合同運動会 ～

幼児から年配まで年齢に関係なく幅広く競技を楽しみ、世代間の交流を図っています。



基本施策3 福祉のまちづくりの強化

【今後の方向性】

地域の中で、住民が孤立することなく、健康に生活をしていくためには、地域における福祉の意識の醸成とともに、区民のよりよい生活環境づくりが重要です。

様々な機会に自発的に参加することができるように、誰もが安心して、集える居場所づくりや、誰もが楽しめる機会づくりに努めるとともに、住民の心身の健康増進を図り、区民がよりよい生活環境を確立し、健やかに暮らすことができる仕組みづくりを進めます。

【区民が取り組むこと】

○サロン活動や防災訓練など地域でのイベント(行事)に積極的に参加しましょう。

○健康づくりに関しての地域の活動に参加し、生活習慣病の予防や介護予防などに取り組みましょう。(いきいき百歳体操など)

【地域で取り組むこと】

○障がい者、高齢者、子ども等の居場所をつくれます。

○障がい者、高齢者、子ども、外国人の方等幅広い層の交流の機会をつくれます。

○地域の活動団体は、誰もが参加したいと思える魅力ある活動を展開します。

○公園や集会所など身近な施設を交流の場として活用し、誰もが安心して集えるように、管理・運営方法について地域で話し合います。

【行政で取り組むこと】

○心と身体健康づくりの取組への支援を充実するとともに、地域に密着した保健・医療体制づくりを推進します。

○市民が参加しやすい介護予防の取組への支援を充実します。

○参加意識を高めるため、既存の公共施設等を活用し、地域活動の拠点となる場所づくりに取り組んでいきます。

～ いきいき百歳体操 ～

地域で取り組まれているいきいき百歳体操は椅子に座ってできる筋力づくり運動です。介護防止や仲間づくりにつながります。



基本目標 2 区民の困りごとを受け止める総合相談機能の構築と支援

基本施策 1 包括的な相談支援体制の構築

【今後の方向性】

地域には、高齢者や障がい者をはじめ、様々な困りごとを抱えた人たちが住んでおり、困難な困りごとを抱えている人ほど、誰にも相談できずに一人で孤立している傾向が強いため、身近なところで気軽に相談できる仕組みづくりが必要です。

困りごとを丸ごと受け止める体制の構築を行い、制度の狭間にある人や支援につながりにくい生活課題を抱えた人の早期発見と支援を行う仕組みづくりを行います。

【区民が取り組むこと】

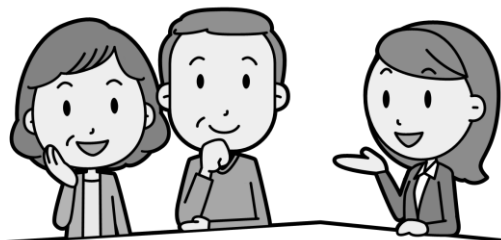
- 近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員・児童委員や専門の相談窓口につなぎましょう。
- 自分が困ったときに気軽に相談できる相手を築きましょう。

【地域で取り組むこと】

- 困っている人が相談しやすい地域の関係づくりを行います。
- 子育て中の方が孤立せず、気軽に交流できる雰囲気をつくれます。
- 一人で悩みを抱え込まないように、関係機関に相談できるようアドバイスします。

【行政で取り組むこと】

- 相談に幅広く対応できるよう包括的な相談窓口体制を構築します。
- 相談を受け止め、対応する力の向上を図るため、相談に関わる人の対応力の強化を図ります。
- 相談窓口の認知度向上を図ります。



基本施策 2 情報発信の強化

【今後の方向性】

だれもが安心して住み慣れた地域で暮らすため、福祉の様々なサービスを必要としている人がいます。そのような人たちが、適切なサービスを利用できるよう、身近で分かりやすい相談支援体制と、必要な情報を届ける仕組みが大切となります。

困りごとを抱えた人が、どこで誰に相談したらよいか迷うことがないように、身近にある福祉の相談窓口についての情報提供を行います。また、必要な情報を必要なタイミングで届けられるよう専門職や関係機関が地域に出向く仕組みづくりを行います。

【区民が取り組むこと】

○市や区、関係機関の広報誌や、地域団体のホームページや SNS などから、必要な情報を集めましょう。

○福祉の総合相談窓口を利用し、各種相談窓口や制度について情報を集めましょう。

【地域で取り組むこと】

○地域の行事があるときはみんなで参加できるよう誘い合います。

○地域における助け合い・支え合いなどの仕組みを、多くの住民に知ってもらえるよう周知に努めます。

【行政で取り組むこと】

○広報誌やホームページ、SNS などの様々な媒体を活用し、様々な情報を発信していきます。

○福祉情報をわかりやすく届けます。

○情報が必要な人に届くよう、訪問活動等による情報発信を行います。

○福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて窓口へつなぐ仕組みを構築していきます。

○専門的知識を持った相談員の配置に努めます。



基本施策３ 区民のセーフティネットの強化

【今後の方向性】

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の増加が見込まれ、そのような方々を必要な支援につなげたり成年後見制度等を活用することによって権利擁護していくことが求められています。

また、経済的な面などで生活に困難を抱えた人や一般就労への移行が困難な人への支援など、生活困窮者の自立・社会参加への支援体制の充実も必要となります。

支援を必要としている人が、必要なサービスを受けることができ、住み慣れた地域でその人らしく生活ができるよう切れ目のないサービス体制の充実に取り組みます。

【区民が取り組むこと】

○身近な相談窓口を利用し、問題の早期解決に努めましょう。

【地域で取り組むこと】

○困ったときに相談できる機関などを共有し、必要に応じて案内します。

○困っている住民がいた場合は、話を聞き、専門機関などにつなぎます。

【行政で取り組むこと】

○困りごとを抱えた人が、地域でその人らしく生活できるよう自立に向けた支援を行います。

○権利擁護を目的とする成年後見支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の普及、啓発に努め、必要に応じて制度利用の支援をします。

○成年後見制度についてのPR活動を充実させ、制度の理解の促進に努めます。

○失業等による生活困窮者に対し、社会福祉協議会と連携しながら制度の啓発に努め、支援をします。



基本目標 3 「地域力」を活かした安心・安全な支え合いのまちづくり

基本施策 1 安心して暮らせる環境づくり

【今後の方向性】

ひとり暮らしの高齢者や支援が必要な方が、安心して地域で暮らすためには、日頃からきめ細かい見守りを行い、支援が必要な状況が生じた場合には早期に発見し適切な支援につなげることが必要です。

地域に住む高齢者、子ども及び障がい者など支援の必要な方を見守る体制づくり、居場所の確保に取り組めます。

【区民が取り組むこと】

○良き隣人として、悩みを相談し合える人間関係を築きましょう。

○フォーラムや講座に参加し要支援者への理解を深めるように努めましょう。

【地域で取り組むこと】

○地域全体で支援が必要とする人を支える体制づくりに取り組めます。

○防犯パトロールによる児童の登下校時の見回りを継続し、不審者などによる犯罪に児童が巻き込まれないよう見守ります。

○高齢者や障がい者が交流できる場の提供に取り組めます。

【行政で取り組むこと】

○高齢者や障がい者などの居場所確保のための支援に取り組めます。

○社会福祉協議会と連携し、ひとり暮らしの高齢者の見守りに取り組めます。

○警察、関係機関と連携し、各種見守りを行っています。

～ 児童登下校見守り活動 ～

児童の登下校時に見守り活動を行い、積極的に声掛けを行うことで世代間交流も図っています。



基本施策2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくり

【今後の方向性】

地域には、何らかのきっかけがあれば、地域活動やボランティア活動に参加したいと考えている人も多いことから、様々なきっかけづくりを行い、新たな担い手を育成していくことが重要となります。

お互いに協力し、助け合うことのできる安心・安全な支え合いのまちづくりのため、区民活動の拠点機能の強化に取り組むとともに、安心して地域で生活できるための仕組みづくりを行います。

【区民が取り組むこと】

○地域の高齢者や障がい者等が快適に暮らせるよう配慮しましょう。

○積極的に地域のボランティア活動などに参加しましょう。

【地域で取り組むこと】

○支援の必要な高齢者や障がい者等への支援について、地域の一員として協力体制を整えます。

○地域づくりに関わる新しい参加を促進するため、誰もが参加しやすい場づくりに取り組みます。

【行政で取り組むこと】

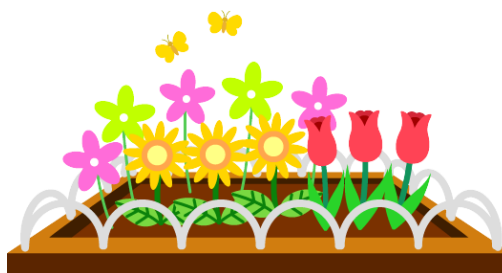
○すべての人が安心して暮らせる環境づくりに向けて、地域での支え合い・助け合いを支援します。

○高齢者による社会参加を促進し、地域での支え合い・助け合い活動の充実を図ります。

○新たな担い手の育成につながる地域活動の支援に取り組みます。

～ 花の植え替え活動 ～

ボランティアスタッフと小学生が学校の周辺に季節ごとの花を植え替え、同時に周辺の道路の清掃などを行っています。



基本施策3 災害時に備えた地域づくりの推進

【今後の方向性】

大規模災害発生時には、公的な援助には限界があるため、自分の身は自分で守ることを基本に、地域での助け合いや隣近所での助け合いによって、少しでも人的な被害を減らすことが重要です。

災害時にも強い支え合いのまちづくりのため、平常時から地域の様々な団体等が連携・協働できる仕組みづくりや体制づくりに取り組みます。

【区民が取り組むこと】

○災害に備え、防災用品や食料品などを備蓄しましょう。

○災害時の緊急連絡先や避難場所などを普段から把握しましょう。

【地域で取り組むこと】

○日頃から地域でのつながりを深め、災害時に役立つ情報の収集に努めましょう。

○あらかじめ地域の中で災害時の支援者を決めるなど、協力体制を整備します。

○自治会が主体となる自主防災訓練などを開催し、住民の自助、互助の意識啓発に努めます。

【行政で取り組むこと】

○地域の防災力の向上を図り、災害時にも支え合える仕組みをつくります。

○地域の力を活かし、災害時にも強い体制づくりを推進します。

～ 防災訓練 ～

災害に備えて幅広い世代が集まり、さまざまな訓練を行うことで日ごろから防災に関する知識の習得に努めています。





資料編

Ⅱ 1 具体事業一覧（令和3年3月31日現在）

基本目標 1 助け合い・支えあえる地域コミュニティづくり

基本施策 1 地域保健福祉の推進に向けた環境づくり

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
プレパパ・ママの育児セミナー	はじめてパパ、ママになる方に対して沐浴やおむつの替え方などの実技指導を行います。	6208-9966	こども青少年局管理課
エンゼルサポーター派遣事業	出産退院後おおむね4か月以内の乳児がおり、母親および乳児の介護者がいない家庭に対して、エンゼルサポーターによる家事等の援助を行います。	6208-8032	こども青少年局家庭課
一時預かり事業	保護者の方が仕事や病気の際の一時的な保育を提供します。	6208-8111	こども青少年局管理課
地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育等）	保護者の方が仕事や病気等で家庭での保育が困難な場合に、少人数の子どもの預かりを行います。	4809-9851	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
地域ふれあい子育て教室	地域で安心して子育てができるように、地域の身近な施設などで、こどもと養育者の方の健康について保健師等が助言したり、交流をすすめる教室です。	4809-9968	保健福祉課（健康相談グループ）〈24番〉
地域子育て支援センター	子育て親子への交流の場の提供・子育てに関する相談を通して育児指導を行います。	6208-8111	こども青少年局管理課
ファミリー・サポート・センター	子育ての援助を受ける依頼会員と援助を提供する提供会員との相互援助による臨時的・突発的な保育ニーズへの対応を行います。	6327-5650	ファミリーサポートセンター東淀川
赤ちゃんの短期預かり	保護者の方が長期の入院などで一時的に養育できない際の、乳児院での1か月を限度とする預かりを行います。	6195-4114	北部こども相談センター（R3.4.1～）
あんしんさぽーと事業	福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理サービスを実施しています。	6370-7221	東淀川区在宅サービスセンター
ごみの持ち出しサービス	職員がご家庭までごみの回収にうかがいます。また、安否確認も行っています。	6323-3511	東北環境事業センター

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
生活支援型食事サービス事業	心身の障がいなどにより食事の確保が困難な高齢者の方に対して、食事を配達する機会を通じて、安否確認を行います。	6208-8060	福祉局高齢福祉課
家族介護支援事業	介護予防、認知症等に関する正しい認識を習得するための研修会等や家族介護者の方のリフレッシュを図ることを目的とした在宅介護に関する情報交換・意見交換会等を地域の状況に合わせて開催しています。	東淀川区地域包括支援センター 6370-7190 大桐ランチ 6326-8161	【大桐・大道南・豊里・豊里南・豊新地域】 ・東淀川区地域包括支援センター ・大桐ランチ
		東淀川区北部包括支援センター 6349-5001	【東井高野・井高野・大隅西・大隅東・小松地域】 ・東淀川区北部包括支援センター
		東淀川区南西部地域包括支援センター 6326-4440 淡路ランチ 6325-6333 柴島ランチ 6325-3347 南方ランチ 6321-1001	【東淡路・淡路・西淡路・啓発地域】 ・東淀川区南西部地域包括支援センター ・淡路ランチ ・柴島ランチ ・南方ランチ
		東淀川区中部地域包括支援センター 6325-6915	【下新庄・新庄・菅原地域】 東淀川区中部地域包括支援センター

基本施策２ 共生社会実現に向けた仕組みづくり

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
障がいのある子どもの保育・教育	障がいの内容、程度を問わず、集団生活が可能な子どもの受け入れを行います。	6208-8235	【保育所】こども青少年局保育所運営課
		6208-9176	【市立幼稚園】教育委員会初等教育担当
		4809-9851	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉

基本施策 3 福祉のまちづくりの強化

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
救急安心センター おおさか	医師の支援体制のもと、看護師・相談員による救急病院の案内及び緊急性についての助言を行います。	携帯電話・NTT プッシュ回線 #7119 ダイヤル回線・ IP 電話等 6582-7119	救急安心センターおお さか
患者等搬送事業	寝たままの状態や車椅子での移動を希望する際に、民間の患者等搬送車の出動（有料）を行います。	6320-0119	東淀川消防署
難病の方の医療費 助成	難病患者の方を対象に保険診療医療費の一部を助成します。	4809-9882	健康・健診・感染症（保 健企画）グループ〈22 番〉
無料定額診療事業	医療費の支払が困難な方に対する無料または低額での診療を実施します。	6241-6540	福祉局総務課（法人監 理）
医療・保健・福祉関 連等との連携によ る医療の提供	認知症疾患医療センターを設置しています。	弘済院附属病 院 6871-8073 ほくとクリニ ック病院 6554-9707 市立大学医学 部附属病院 6645-2896 咲く花診療所 6301-0377 大阪府済生会 野江病院 6932-0401 葛本医院 6719-0929	【地域型】 ・弘済院附属病院 ・ほくとクリニック病 院 ・市立大学医学部附属 病院 【連携型】 ・咲く花診療所 ・大阪府済生会野江病 院 ・葛本医院
不妊に悩む方への 特定治療支援事業	特定不妊治療（対外受精・顕微授精）費用の一部を助成します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・ 感染症（保健企画）グル ープ〈22 番〉
妊産婦健康診査の 実施	妊婦健康診査（妊婦時 14 回）、産婦健康診査（産婦 2 回）を実施します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・ 感染症（保健企画）グル ープ〈22 番〉
生活支援コーディ ネーター	高齢者の皆さんが住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、区内の関係機関と連携しながら住民主体の支え合いの仕組みづくりや介護予防につながる取り組みなどを推進しています。	6370-1630	東淀川区社会福祉協議 会

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
障がい者（児）の健康の保持・増進	障がい者健康診査・障がい児（者）の歯科診療を実施しています。	大阪府歯科医師会附属診療所 6772-8887 大阪赤十字病院 6774-5111 子供の城療育クリニック 6304-5663 ボバーズ記念病院 6965-6489 南大阪小児リハビリテーション病院 6699-8735 森ノ宮病院 6969-0111 大阪急性期・総合医療センター 6692-1201	大阪府歯科医師会附属診療所 大阪赤十字病院 子供の城療育クリニック ボバーズ記念病院 南大阪小児リハビリテーション病院 森ノ宮病院 大阪急性期・総合医療センター
障がい者自立支援	福祉サービスや障がいにかかる公費負担医療を提供します。	4809-9501	【精神】保健福祉課健康・健診・感染症（保健企画）グループ〈22番〉
		4809-9845	【身体・知的】保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
障がいのある児童のための支援	・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障がい児相談支援 ・福祉型障がい児入所施設 ・医療型障がい児入所施設	4809-9856	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
中央図書館の障がい者サービス	図書館の利用に障がいのある人々に対し、資料をスムーズに閲覧できるようサポートする様々なサービスを行っています。（無料）	6539-3304	中央図書館
手話通訳者派遣	聴覚・言語障がいのある方（本人または家族）などに手話通訳者を派遣します。	6765-5652	（一財）大阪市身体障害者団体協議会
要約筆記者派遣	聴覚・言語障がいがあり、要約筆記以外では意思疎通ができない方に要約筆記者を派遣します。	6931-6141	（特非）大阪市難聴者・中途失聴者協会

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
盲ろう者向け通訳・ 介助者派遣	聴覚・言語障がいがあり、要約筆記以外では意思疎通ができない方に通訳・介助者を派遣します。 (18歳以上で、視覚障がいと聴覚障がいの重複により1級または2級の身体障がい者手帳を所持している方が対象。)	6775-9115	大阪障害者自立支援協会
身体・知的障がい者 相談員	相談・助言が行える方を紹介します。	4809-9845	保健福祉課(高齢者・障がい者グループ)〈27番〉
身体障がい者補助 犬に関する苦情相 談窓口	補助犬の使用に関する苦情などの相談を受け付けています。	6208-7939	福祉局障がい福祉課
障がい者就職・生活 支援センター	身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいのある方などとの関係者(家族、雇用主)からの相談に応じ、能力開発から職場定着まで一貫して総合的に支援を行います。	中央センター 6776-7336 淀川地域障がい者就業・生活支援センター 6885-7911	中央センター 淀川地域障がい者就業・生活支援センター
重度障がい者等タク シー料金の給付	タクシー初乗り料金(リフト付きタクシーを含む)の9割以下を給付します。	4809-9845	保健福祉課(高齢者・障がい者グループ)〈27番〉
新生児聴覚検査の 費用の助成	新生児聴覚検査費(初回のみ)の一部を助成します。	4809-9882	保健福祉課(高齢者・障がい者グループ)〈27番〉
病児・病後児保育の 実施	病気の回復期で、保育所などに通うことが困難な子どもの預かりを実施します。	6208-8111	こども青少年局管理課
こども医療費助成	保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成します。	4809-9856	保健福祉課(子育てグループ)〈25番〉
小児慢性特定疾病 の医療支援	悪性新生物などの小児慢性特定疾病の患者の方に医療給付等を実施します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉
小児救急電話相談	夜間の子どもの急病時の電話相談を受け付けています。	携帯電話・NTT プッシュ回線 #8000 ダイヤル回線・ IP電話等 6765-3650	小児救急電話相談
こども難病医療費 助成	小児慢性特定疾病医療支援事業やこども医療費助成制度等の対象とならない、長期の療養を必要とする小児の慢性疾患患者・保護者に対し、医療費を助成します。	6647-0654	大阪市保健所管理課
未熟児養育医療給 付	入院を要する未熟児に対し、指定医療機関において医療給付を実施します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉

基本目標 2 区民の困りごとを受け止める総合相談機能の構築と支援

基本施策 1 包括的な相談支援体制の構築

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
つどいの広場	・主に乳幼児をもつ親とその子どもの 交流の場の提供 ・育児相談の実施 ・情報提供	6327-5650	東淀川区子ども子育て プラザ
子どもの虐待に関 する相談・通報	・子どもの虐待に関する相談 ・通報・子どもの虐待ホットライン	4809-9854	保健福祉課（子育てグ ループ）〈25 番〉
		0120- 01-7285	児童虐待ホットライン
子育てに関する相 談	・養護相談 ・障がい相談 ・非行相談 ・育成相談 ・里親相談	6195-4114	北部こども相談センタ ー（R3. 4. 1～）
子育てサービス利用 者支援事業 （こさりん）	相談支援員が子育てのご相談を受けたり、いろいろな子育て支援サービスや 子育て機関を紹介します。	4809-9854	保健福祉課（子育てグ ループ）〈25 番〉
なにわっすくすく スタート事業	子育て支援情報の提供と乳幼児健康診 査等の機会を活用した子育て相談を実 施します。	4809-9854	保健福祉課（子育てグ ループ）〈25 番〉
助産師による専門相 談	助産師による妊娠・出産・授乳・卒乳 などの相談を実施します。	4809-9968	保健福祉課（健康相談 グループ）〈24 番〉
保健福祉センター での子育ての相談	心身の発達・しつけ・非行・不登校・ 虐待・親子関係などの相談を受け付け ています。	4809-9854	保健福祉課（子育てグ ループ）〈25 番〉
子育てや教育に関 する相談・通報	・不登校・いじめ等電話教育相談 ・若者自立支援事業コネクションおお さか・市立学校での体罰・暴力行為・ いじめ等通報窓口 ・子育て相談・こども相談センターで の児童相談 ・保健福祉センターでの子育ての相談 ・妊産婦健康相談 ・乳幼児健康相談	4809-9854	保健福祉課（子育てグ ループ）〈25 番〉
		4809-9968	保健福祉課（健康相談 グループ）〈24 番〉
健康の保持・増進に 向けた相談の機会 の提供	保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士 等による生活習慣病や介護等に関する 訪問相談を実施します。	4809-9968	保健福祉課（健康相談 グループ）〈24 番〉
医療安全相談（患者 ほっとライン）	医療に関する相談に応じ、医療機関を 案内します。	6647-0939	大阪市保健所保健医療 対策課
こころの問題につ いての相談	こころの健康（精神保健福祉）に関す る電話相談を受け付けています。	6923-0936	こころの健康センター
		4809-9968	保健福祉課（健康相談 グループ）〈24 番〉
こころの問題につ いての相談	ひきこもり相談を実施しています。	6923-0090	こころの健康センター

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
地域活動支援センター（生活支援型）	主として精神障がいのある方に対して、精神保健福祉士等の専門相談員、指導員等による福祉サービスの利用援助や相談支援事業を実施します。また、障がいを理由とする差別に関する相談や、通所により、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行います。	6815-8975	こころの相談室 リーフ
緊急の相談（こころの病気）	こころの病気の緊急時に、必要に応じて精神科救急医療機関の利用についてご案内します。	0570-01-5000	おおさか精神科救急ダイヤル
障がいのある子どもの教育	小学校・中学校、教育委員会における就学相談を実施しています。	6327-1016	教育委員会インクルーシブ教育推進担当
障がい児療育相談	障がい児療育相談を受け付けています。	4809-9845	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
身体障がい者・知的障がい者の福祉サービスの相談	身体障がい者手帳や療育手帳の申請など障がい福祉サービスの利用や日常生活における各種福祉制度の相談を受け付けています。	4809-9845	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
東淀川区障がい者基幹相談支援センター	障がいのある方やその家族からの相談に応じて、福祉サービスの利用援助や権利擁護のために必要な援助や障がい者虐待に関する通報・届け出の受理や、障がいを理由とする差別に関する相談に応じています。	6325-9992	Flat・きた
在宅医療・介護連携に関する相談	高齢者の方などが病気を抱えても住み慣れた地域で生活が続けられるよう、地域の医療・介護にかかわっている方からの在宅医療・介護連携に関する相談を受け付けています。	4862-6124	東淀川区医師会
高齢者や障がいがある方のための相談	身体障がい者・知的障がい者の福祉サービスの相談を受け付けています。	4809-9845	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
	障がい児療育相談を受け付けています。	4809-9845	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
	認知症に関する相談を受け付けています。	7730-0002	認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員
	介護保険サービスの相談を受け付けています。	6766-3800	おおさか介護サービス相談センター
	総合医療相談を受け付けています。	6797-6567	心身障がい者リハビリテーションセンター診療所
	福祉用具・住宅改造に関する相談を受け付けています。	6703-5347	心身障がい者リハビリテーションセンター内援助技術研究室

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
高齢者や障がいのある方のための相談	高齢者の介護・福祉などの相談を受け付けています。 ・介護サービスの利用について ・高齢者虐待の早期発見、防止等の権利擁護 ・介護予防ケアマネジメント	東淀川区地域包括支援センター 6370-7190 大桐ランチ 6326-8161	【大桐・大道南・豊里・豊里南・豊新地域】 ・東淀川区地域包括支援センター ・大桐ランチ
		東淀川区北部包括支援センター 6349-5001	【東井高野・井高野・大隅西・大隅東・小松地域】 ・東淀川区北部包括支援センター
		東淀川区南西部地域包括支援センター 6326-4440 淡路ランチ 6325-6333 柴島ランチ 6325-3347 南方ランチ 6321-1001	【東淡路・淡路・西淡路・啓発地域】 ・東淀川区南西部地域包括支援センター ・淡路ランチ ・柴島ランチ ・南方ランチ
		東淀川区中部地域包括支援センター 6325-6915	【下新庄・新庄・菅原地域】 東淀川区中部地域包括支援センター
地域福祉コーディネーター	困りごとの相談や支援の必要な人への見守り体制を築くために、地域のアンテナ役・パイプ役（つなぎ役）として、各種団体や専門職、ボランティアと連携して、地域福祉活動の推進を図ります。	6370-1630	東淀川区社会福祉協議会
民生委員等への相談	民生委員・児童委員および主任児童委員による生活上のことや子どもの保護・育成などについての相談を受け付けています。	4809-9505	保健福祉課 地域福祉相談グループ（民生委員・児童委員）〈9番〉
地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	・要援護者の避難支援を視野に入れた情報提供にかかる同意を確認し、地域の見守り等につなぐため、リストを提供します。 ・要援護者を把握し適切なサービスにつなぎます。 ・徘徊等により行方不明になりそうな方の事前登録及び早期発見のための協力者を募集します。	6160-0311	東淀川区見守り相談室
緊急の相談（虐待）	・高齢者虐待に関する相談・通報・届出窓口です。 ・障がい者虐待に関する相談・通報・届出窓口です。	4809-9845	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
緊急の相談（人権）	人権に関するあらゆる相談を受け付けています。	6532-7830	人権啓発・相談センター
緊急の相談（自殺予防）	自殺予防に関する電話相談を受け付けています。	関西いのちの電話 6309-1121 自殺予防いのちの電話 0120-783-556 大阪自殺防止センター 6260-4343	関西いのちの電話、自殺予防いのちの電話相談 大阪自殺防止センター
ひとり親家庭等就業・自立支援センター	就業に関する相談や講習会、就業情報を提供します。 ・職業紹介 ・法律相談 ・生活相談	6371-7146	母子・父子福祉センター「愛光会館」
雇用・就労についての相談	・職業相談 ・就労相談	0120-939-783	地域就労支援センター
雇用・就労についての相談	ひとり親家庭サポーターが自立に向けての相談を受け付けます。	4809-9850	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
住宅についての相談	古い住宅の建替に関する補助制度等の相談を受け付けています。	6882-7053	都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口
空き家についての相談	空き家に関する相談を受け付けています。	4809-9927	地域課（企画調整グループ）〈9番〉
消費生活に関する相談	消費生活上の様々な問題についての相談を受け付けています。	6614-0999	消費者センター
多言語による相談	多言語による生活に関する様々な相談を受け付けています。	6773-6533	大阪国際交流センター
		6208-5080	市民相談室（市政相談）
多言語による相談	多言語による生活に関する様々な相談を受け付けています。	4809-9907	総務課（広報・広聴相談・総合企画グループ）〈10番〉
多言語による相談	・法律相談 ・在留資格に関する相談	6773-6533	大阪国際交流センター
総合的な相談支援体制の充実事業	既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対し、支援者の方が支援に困ったとき、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催しています。相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実に向けた取り組みを行います。	高齢者・障がい者関係の支援者の方 4809-9857	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
		それ以外の支援者の方 4809-9929	保健福祉課（地域福祉相談グループ）〈11番〉

基本施策２ 情報発信の強化

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
すこやか手帳(健康手帳)の配布	成人の健康状態の記録と、心と体の保健に関する情報を提供します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉
母子健康手帳の交付	妊産婦、乳幼児から20歳までの健康状態の記録と、保健・育児に関する情報を提供します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉
妊婦教室の実施	・妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの育て方などの解説 ・妊婦同士の交流の場の提供	4809-9968	保健福祉課(健康相談グループ)〈24番〉
妊婦歯科健康診査の実施	・妊娠中に1回、歯科健診、歯科保健指導を実施します。	4809-9968	保健福祉課(健康相談グループ)〈24番〉
産後ケアの実施	産科医療機関や助産師において、ショートステイやデイケアによる産後ケアサービスを提供します。	4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉
乳幼児健康診査の実施	・1～2か月児への健康診査の実施 ・3か月・1歳6か月・3か月健康診査への健康診査の実施 ・9～11か月児への健康診査の実施	4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉
総合生涯学習センター	さまざまな講座の開催や、生涯学習に関する情報提供を行っています。	6345-5000	総合生涯学習センター
		4809-9807	保健福祉課(教育グループ)〈12番〉
こんにちは赤ちゃん訪問事業	おおむね生後6か月までの赤ちゃんがおられるご家庭に、お近くに住んでいる「こんにちは赤ちゃん訪問員」が東淀川区の子育て情報誌をもってお伺いします。	4809-9854	保健福祉課(子育てグループ)〈25番〉

基本施策３ 区民のセーフティネットの強化

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
高齢者や障がい者を火災から守る環境づくり	所得税非課税世帯で65歳以上の要介護1以上の方がいる世帯や身体に障がいのある方などの世帯などを対象に火災警報器を給付します。	4809-9855	保健福祉課(高齢者・障がい者グループ)〈27番〉
	火の用心アプリを配信し、火災予防の学習を支援します。	6320-0119	東淀川消防署
成年後見制度の推進	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方に対し、法的に権限を与えられた「成年後見」「保佐人」「補助人」による福祉サービスの利用契約や適切な財産管理を実施します。	4809-9855	保健福祉課(高齢者・障がい者グループ)〈27番〉
		4809-9882	保健福祉課健康・健診・感染症(保健企画)グループ〈22番〉
		6943-5872	大阪家庭裁判所

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
緊急通報システム事業	・ 緊急通報装置と付属のペンダント式スイッチの貸与 ・ 急病などの緊急時に協力者への連絡や救急車の出勤要請などの対応	4809-9855	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
セーフティネット住宅等の情報提供	高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅や、これらの方の住まい探しの相談に応じる不動産事業者（協力店）等の情報を提供します。	6242-1177	住まい情報センター
子どものショートステイ	保護者の方が一時的に家庭での子育てが困難な家庭に対して、宿泊を伴う形で、乳児院・児童養護施設で1週間を限度に小学校入学前の子どもの預かりを実施します。	6208-8111	こども青少年局管理課
塾代助成事業	中学生を養育しており、養育者とその配偶者の所得の合計が所得制限限度額未満の方を対象に学習塾などにかかる費用を助成します。	6452-5273	大阪市塾代助成事業運営事務局
小・中学生の就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に教材費などを支給します。	6115-7653	通学あるいは通学予定の学校または教育委員会学校運営支援センター事務管理担当
中学校夜間学級	義務教育の年齢（満 15 歳）を越えており、中学校を卒業していない方や実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方を対象として、夜間に中学校教育を実施します。	6208-9187	教育委員会中学校教育担当
中学校通信教育	天王寺中学校で、国語、社会、数学、理科、英語の5教科の添削指導と、年数回の通学指導を実施します。	6208-9187	教育委員会中学校教育担当
高校で学ぶための奨学金	高等学校等に在学する方で経済的に修学が困難な方に奨学金を支給します。	6115-7641	教育委員会学校運営支援センター事務管理担当
児童扶養手当	離婚などで、ひとり親として子どもを養育している母または父に支給します。	4809-9856	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
母子生活支援施設	母子家庭の母およびそれに準ずる事情のある女性、その子ども（18歳未満）を保護し、自立に向けて支援します。	4809-9854	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
母子・父子・寡婦福祉資金（貸付）	無利子または低利子で各種資金を貸付します。	4809-9856	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
ひとり親家庭自立支援給付金	修業を支援するために、自立支援教育訓練給付金等を支給します。	4809-9850	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
ひとり親家庭等日常生活支援事業	・ 病気や冠婚葬祭などのとき、日常生活を支援 ・ 乳幼児の保育・家事などのサービスを1か月あたり40時間以内で提供	4809-9856	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
		6371-7146	大阪市ひとり親家庭福祉連合会

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
ひとり親家庭医療費助成	保険診療が適用された医療費の自己負担の一部および入院時の食事療養にかかる自己負担を助成します。	4809-9856	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
養育費確保のトータルサポート事業	・子どもの養育費を確実にするための情報提供 ・弁護士による無料相談 ・ひとり親家庭サポーターによる家庭裁判所等への同行支援 ・公正証書等の作成費補助 ・民間会社と保証契約した場合の本人負担分の補助 ・養育費の取決め内容の債務名義化の促進	4809-9850	保健福祉課（子育てグループ）〈25番〉
生活支援型食事サービス事業	心身の障がいなどにより食事の確保が困難な高齢者の方に対して、食事を配達する機会を通じて、安否確認を行います。	6208-8060	福祉局高齢福祉課
外国人心身障がい者給付金	昭和57年1月1日現在20歳以上で、かつ同日以前に重度心身障がいのあった外国人の方（生活保護及び公的年金受給者の方は除く）に給付金を支給します。	4809-9845	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27番〉
生活困窮者自立支援制度	生活に困っている方の相談に対し、必要に応じて就労支援・住居確保給付金・家計相談・子どもの支援など自立に向けた支援を行います。関係機関と連携しながら、支援の届きにくい方へのアウトリーチ支援について取り組んでいます。	6320-0231	保健福祉課 地域福祉相談グループ（くらしのみのり相談窓口）〈11番〉
保護施設	生活に困った方で、自宅で生活することが困難な方を施設で受け入れ、保護します。	4809-9873	保健福祉課（生活支援グループ）〈21番〉
緊急援護資金（貸付）	生活福祉資金や年金等の公的貸付または公的給付から支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とし、ほかの制度による早急な資金調達が困難で、償還の見込みのある方に必要最小限の金額を貸し付けます。	4809-9505	東淀川区民生委員児童委員協議会事務局〈9番〉
生活福祉資金（貸付）	大阪府社会福祉協議会が実施している貸付制度で、①総合支援資金、②福祉資金、③教育支援資金、④不動産担保型生活資金、⑤緊急小口資金の5種類があります。	6370-1630	東淀川区社会福祉協議会
生活保護	生活に困った方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助します。	4809-9873	保健福祉課（生活支援グループ）〈21番〉
		6322-0767	保健福祉課（生活支援出張所グループ）

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
絵本読み聞かせ事業	家庭での絵本の読み聞かせ習慣の定着を促進するため、おはなし会の開催や保護者向け絵本読み聞かせ講座等の実施を行っています。	4809-9854	保健福祉課（子育てグループ）〈25 番〉
民間事業者を活用した課外学習事業 （こぶしのみのり塾）	区内の中学生等を対象に、子どもの習熟度に応じた基礎学力の向上並びに学習習慣の形成及び定着を図るため、民間事業者を活用した課外学習事業を実施しています。	4809-9807	保健福祉課（教育グループ）〈12 番〉
東淀川区中学生勉強会事業	こどもの居場所づくりとともに、学力向上による貧困の連鎖を断つために、生活困窮世帯の中学生等に学生サポーターによるマンツーマン方式での勉強会を委託により実施します。	4809-9929	保健福祉課（地域福祉相談グループ）〈11 番〉
こどもサポートネット事業	学校での気づきを通してこどもや子育て家庭の困りごとを発見し、区役所や地域と連携して相談や支援につなぎ、社会全体で子育て家庭を応援する新しい仕組みです。	4809-9854	保健福祉課（子育てグループ）〈25 番〉
保育所幼稚園等版こどもサポートネット事業	保育所（園）や幼稚園等を通して、こどもや子育て家庭に寄り添い、区役所や地域と連携して、社会全体で子育て家庭を支える、東淀川区独自の新しい仕組みです。	4809-9854	保健福祉課（子育てグループ）〈25 番〉
4 歳児訪問事業	全ての4 歳児を対象に、健康教育や絵本配布を行います。また、保護者の方の子育てなどに関して悩みをおうかがいし、児童虐待の未然防止を図ります。	4809-9854	保健福祉課（子育てグループ）〈25 番〉
子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業	軽度の虐待経験のある家庭や虐待のおそれのある家庭、児童養護施設等を退所後のアフターケアが必要な家庭への相談・助言、養育支援します。	4809-9854	保健福祉課（子育てグループ）〈25 番〉

基本目標 3 「地域力」を活かした安心・安全な支え合いのまちづくり

基本施策 1 安心して暮らせる環境づくり

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
児童いきいき放課後事業	市立小学校で、平日の放課後や土曜・長期休業日に、遊びやスポーツなどの活動を実施します。	6208-8162	こども青少年局青少年課
留守家庭児童対策事業	保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業の実施者（各放課後児童クラブ）に対して、その事業実施に要する経費の一部を補助します。	6208-8163	こども青少年局青少年課

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
こども 110 番の家	地域の協力家庭（商店・事務所等も含む）に「こども 110 番の家」の旗等を設置します。	4809-9807	保健福祉課（教育グループ）〈12 番〉
高齢者の方への日常生活用具の給付	状況に応じて、火災警報器・自動消火器、電磁調理器・高齢者用電話を給付します。	4809-9855	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27 番〉

基本施策 2 新しい参加と支え合いを生み出す仕組みづくり

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
敬老優待乗車証	市内にお住まいの 70 歳以上の方が対象で、Osaka Metro が運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを 1 乗車 50 円で利用できる乗車証を発行します。	6208-8056	福祉局いきがい課
文化施設等敬老優待	市内にお住まいの 65 歳以上の方が対象で、大阪城天守閣、市立美術館など、様々な市立文化施設に無料で入場できます。	6208-8056	福祉局いきがい課
入浴利用割引	市内にお住まいの 70 歳以上の方が対象で、大阪市域内の対象事業を実施する公衆浴場で、毎月 1 日、15 日に割引料金で入浴できます。	6208-8056	福祉局いきがい課
介護予防ポイント事業	市内にお住まいの 65 歳以上の方が対象で、介護保険施設や保育所等で活動を行った場合にポイントが交付され、貯めてポイントを換金できます。	6765-5610	大阪市社会福祉協議会

基本施策 3 災害時に備えた地域づくりの推進

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
高齢者の方への日常生活用具の給付	状況に応じて、火災警報器・自動消火器、電磁調理器・高齢者用電話を給付します。	4809-9855	保健福祉課（高齢者・障がい者グループ）〈27 番〉
防災力強化マンション	耐震性など建物の安全に関する基準への適合に加え、被災時の生活維持に求められる施設等の整備、住民による日常的な防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定します。	6208-9648	都市整備局安心居住課

事業名	事業内容	お問合せ 電話番号	お問合せ先 〈区役所担当窓口番号〉
住まいの耐震診断・改修補助事業	一定の要件を満たす民間住宅を対象に、耐震診断・耐震改修に要する費用の一部を補助します。木造住宅を所有される方を対象に、耐震事業者の紹介も実施しています。	6882-7053	都市整備局耐震・密集市街地整備 受付窓口
市民防災マニュアルの配布	災害に関する知識や情報を提供します。	6208-7388	危機管理室
S N S を活用した防災情報の配信	・防災ポータルサイト ・防災アプリ ・緊急速報メール ・おおさか防災ネット ・防災情報メール	6208-7389	危機管理室
自助・共助による防災・減災力の向上	あらゆる世代の区民等が主体的に自助・共助の取り組みを実施するよう、備蓄や家具固定といった具体的な防災・減災対策に関する知識啓発や地域住民が主体的に地域内での安否確認を行うとともに、避難者受け入れ体制の確立に向け、平時から初動対応のための避難所開設・運営訓練等の実施を支援します。	4809-9820	地域課（安全安心グループ）〈8 番〉
福祉・医療分野との連携	・福祉避難所や区医師会等を含めた総合防災訓練を実施します。 ・地域主催の訓練に福祉施設との連携や要配慮者支援を盛り込んだ訓練の実施を支援します。 ・災害時における福祉支援をテーマにした講演会を実施します。	4809-9820	地域課（安全安心グループ）〈8 番〉

※令和 2 年度における事業一覧のため、変更となる場合があります。

|| 2 用語解説

【あ行】

SNS

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略。インターネットを通して人と人との関係をつなぐコミュニケーション・サービス。Facebook、LINE、Twitterなど。

【か行】

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。

協働

自治の推進のために市民及び市がそれぞれの果たすべき役割と責務を認識し、対等な立場で、協力、連携すること。

権利擁護

自ら判断することが困難な人に対して、本人に代わって権利を主張したり、権利の救済のための制度につなげたり、権利を獲得するために情報を提供するなどして、その人自身が自ら判断できるよう支援すること。

コミュニティ

居住地域を同じくする共同体のこと。通常、地域社会と訳される。

【さ行】

在宅医療

在宅で行う医療のこと。在宅医療としては、医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。

支援関係機関

地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関のこと。

社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない組織で、社会福祉法に基づき設置されている。姫路市社会福祉協議会では、住民の福祉ニーズに対応したサービスの提供と日常生活の支援を行うことにより、すべての住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができる福祉社会を目指している。

社会福祉法

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習等さまざまな面で支援する制度のこと。

成年後見支援センター

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人に対し、成年後見制度の相談や利用促進、貢献活動への支援等を行うこと。

成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分ではない人に対し、財産の管理・身上監護等本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のこと。

【た行】

ダブルケア

協議では、子育てと親の介護を同時期に担う状態。広義では、家族や親族など親密な関係において、ケアが複合化・多重化した状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28（2016）年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置付けられている。

地域生活課題

地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育にかかる課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。

地域団体

自治会をはじめ、婦人会、老人クラブ、自主防災会など、地域を基盤とする団体のこと。

【な行】

認知症

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障を来した状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。

ネットワーク

市民個人や集団と集団などの網状のつながりの意味。地域福祉活動は市民の誰もが幸せになることを目指すものだが、その推進を図るためには市民同士をはじめ関係機関・団体などとの能動的で活動的なネットワーク構築が欠かせない。

【は行】

8050問題

高齢の親とその親に依存している中高年の子どもが抱える、経済的困窮や社会的孤立といった問題。80歳代の親と50歳代の子どもの世帯の事例が多いことから「8050問題」といわれている。

ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと及びそれに携わる人のこと。

【ま行】

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

要支援・要介護認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のこと。

**だれもが自分らしく安心して
暮らし続けられる地域づくり**



令和3年3月 大阪市東淀川区役所
(担当：東淀川区保健福祉課)